

令和元年6月

江南市議会厚生文教委員会会議録

6月25日

江 南 市 議 会 厚 生 文 教 委 員 会 会 議 録

令和元年6月25日〔火曜日〕午前8時58分開議

本日の会議に付した案件

- 議案第44号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定について
- 議案第47号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第48号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議案第52号 令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 議案第53号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第4号）
- 第1条 歳入歳出予算の補正のうち
- 健康福祉部
- 教育部
- こども未来部
- の所管に属する歳入歳出
- 第2条 繰越明許費
- 第3条 地方債の補正のうち
- 市民文化会館改修事業
- 請願第1号 後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書
- 請願第2号 公的年金制度の改善を国へ求める請願書
- 年度調査事項等について
- 行政視察調査日程について
- 行政視察の調査先及び調査項目について
- 今年度の当委員会の研修会について

出席委員（7名）

委員長	山	登志浩	君	副委員長	宮	田	達	男	君		
委員	野	下	達	哉	君	委員	牧	野	圭	佑	君
委員	尾	関	昭	君	委員	三	輪	陽	子	君	

委員 長 尾 光 春 君

欠席委員（0名）

委員外議員（7名）

議員 稲 山 明 敏 君

議員 堀 元 君

議員 掛 布 まち子 君

議員 伊 藤 吉 弘 君

議員 大 藪 豊 数 君

議員 片 山 裕 之 君

議員 石 原 資 泰 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 松 本 朋 彦 君

議事課長 石 黒 稔 通 君

副主幹 前 田 昌 彦 君

主 事 岩 田 智 史 君

説明のため出席した者の職、氏名

市長

澤 田 和 延 君

教育長

村 良 弘 君

健康福祉部長

栗 本 浩 一 君

教育部長

菱 田 幹 生 君

こども未来部長

郷 原 実智雄 君

高齢者生きがい課長

倉 知 江理子 君

高齢者生きがい課主幹

酒 井 博 久 君

高齢者生きがい課副主幹

栗 本 真由美 君

高齢者生きがい課主査

葛 谷 美智子 君

高齢者生きがい課主査

伊 藤 貴 弘 君

福祉課長兼基幹相談支援センター長

平 松 幸 夫 君

福祉課主幹

大 矢 幸 弘 君

福祉課副主幹

瀬 川 雅 貴 君

健康づくり課長兼保健センター所長	平野勝庸君
健康づくり課主幹	中山英樹君
健康づくり課副主幹	青山啓子君
健康づくり課副主幹	脇田亜由美君
保険年金課長	今枝直之君
保険年金課主幹	相京政樹君
保険年金課副主幹	藤田明恵君
保険年金課主査	伊藤俊治君
教育課長	稲田剛君
教育課統括幹兼南部学校給食センター所長	
	仙田隆志君
教育課管理指導主事	伊藤勝治君
教育課主幹	夫馬靖幸君
教育課副主幹	千田美佳君
生涯学習課長兼少年センター所長	可児孝之君
生涯学習課主査	岩田麻里君
生涯学習課主査	安藤裕美君
スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長	
	中村雄一君
スポーツ推進課副主幹	宇佐見裕二君
こども政策課長	鵜飼篤市君
こども政策課主幹	平野優子君
子育て支援センター所長	栗木益子君
こども政策課副主幹	長谷川崇君
こども政策課副主幹	石田哲也君

保育課長兼指導保育士

大 島 里 美 君

保育課主幹

矢 橋 尚 子 君

保育課副主幹

横 井 貴 司 君

陳述出席者（4名）

請願第1号 後 藤 博 君、東 雅 夫 君

岩 田 富実雄 君、植 林 寛 郎 君

請願第2号 後 藤 博 君、東 雅 夫 君

岩 田 富実雄 君、植 林 寛 郎 君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

改選後初の定例会における常任委員会ということで、早朝からお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

厚生文教委員会に付託されている案件は、他の委員会と比べましても多いですが、しっかりと審査していただきたいと思っておりますので、きょう一日どうぞよろしく願いをいたします。

当局側から御挨拶をお願いしたいと思いますが、市長が出席でありますので、市長から御挨拶をお願いいたします。

○市長 おはようございます。

去る 6 月 7 日に 6 月定例会が開会されて以来、連日、終始慎重に御審議を賜り、まことにありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で大変重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いをいたします。

○委員長 どうもありがとうございました。

本日の委員会の日程についてであります。付託されております議案第 44 号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを初め 5 議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、引き続き委員協議会も開催いたしますので、皆さんの御協力をよろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 00 分 休 憩

午前 9 時 06 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行いますが、追加提出されました議案第 53 号 令和元年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）については、議案

第48号 江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についての審査終了後に行うこととさせていただきたいと思いません。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔・明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださいよう、議事運営に御協力をお願いいたします。

続きまして、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申し出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方につきましては、それぞれ担当の議案のときに出席をしていただいて、その間は退席をしていただいても結構でございますので、よろしくお願いをいたします。

議案第44号 江南市歯と口腔の健康づくり増進条例の制定について

○委員長 最初に、議案第44号 江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、議案第44号について御説明申し上げますので、議案書の8ページをお願いいたします。

江南市歯と口腔の健康づくり推進条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、9ページから11ページにかけて条例の案を掲げてございます。

補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員　　お願いします。とってもいい条例だと思うんですけど、ちょっと私が特に気になったのは、第9条、市の努めとしてというところがあるんですが、その第7号の災害発生時における迅速な歯科医療の提供体制の確保というふうにあるんですけども、いろいろ災害、最近多いので、そういうところの様子を見ていますと、けがとかのことはあれですけど、そのときに歯のことについてすぐ迅速体制をとるというのは、これは歯科医師会ときちんと協議できているのかちょっと不安になったんですが、いかがでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　実は、大災害発生時には中学校5校が救護所ということで、江南市の地域防災計画のほうで位置づけられております。

　　歯科医師会のほうとしても、そういった災害対策のほうには力を入れておりまして、歯科医師会として独自にそういった災害時の活動のマニュアルのようなものも実は、この尾北歯科医師会のほうは策定をされているところで

す。

　　そういったことで、こちらのほうに規定をさせていただいておりますけれども、そういったところを充実させて今後もいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○野下委員　　ちょこっとこれ該当しなかったら言ってくださいね。ここの第9条の第3号のところ、多分イになると思うんですけども、この学齢期のいろんな施策というのが書いてありますけれども、具体的に、例えば、あれは何かの勉強会で、歯科医師の先生が見えたときに、あと全国的にもやっている部分があると思うんですけど、あいうべ体操というんですか、運動というんですか、ああいったことを推奨することによって、たしかばい菌だとか、健康づくりだとか、インフルエンザのそういった予防になるとかそういう話があったと思うんですが、ここのいろいろ施策と書いてあるんですけど、そういったものは具体的に入っているのかどうか、そこまでこれからなのか、その辺ちょっと聞かせてもらえますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　今回条例を制定するに当たりましては、条例ということで、事具体的な政策というのは表記をしております。

今、野下委員がおっしゃられましたあいうべ体操ですか、よく市長が8020の際に触れられますけれども、こちらのほうには入っておるということで、お願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○三輪委員　お願いします。とってもいい条例なんですけど、やっぱり周知徹底というのが一番市民の方へ大切だと思うんですね。

やっぱり条例というのは長くて、私も申しわけないんですが、議員になる前はほとんど見たことがなかったような状態もあります。それで、例えば何か標語をつくるとか、先ほど学齢期のこともあったんですが、子供中心にそういう、ポスターなんかは虫歯予防デーとかやってみえると思うんですけど、この条例ができたことでちょっと江南市はこういうことに力を入れているという、何かキャッチフレーズですとか、その広報する方法を、ちょっと条例できただけではなくて考えていただけるといいかな、ちょっと要望なんですけど、お願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今、三輪委員がおっしゃられましたポスターの掲出等は、現時点では特に考えておりませんが、市民への周知につきましては、広報「こうなん」や市のホームページに記事を掲載してまいります。

また、健康づくり課ではいろんな各種保健事業を行っておりますが、そういった機会に、これまで以上にこの歯と口腔の健康づくりの重要性について、条例制定を踏まえて普及啓発を図ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長　ほかにございますか。

○牧野委員　市のデータをどこまでつかめるかなんだけど、この歯の治療、全般的にわたってどれぐらいかかっているかというのは、国民健康保険も県へ行っちゃうし、後期高齢者も県へ行っちゃうんだけど、そういうものというのは市として特につかめるものなんですか、そういう歯科治療費の推移みたいなものは。

○健康づくり課長兼保健センター所長　済みません。健康づくり課のほうでは、そういった医療に関する経費というのは一切把握がされておりません。

- 牧野委員　それで、これ非常に重要な条例なんですけれども、こういったデータを県単位でももちろん構いませんが、要求をしていただいて、どれぐらい実際かかっているのかなあということと、それから他市がこの条例をいろいろつくっているんだけど、まだ出たばかりでわかりませんが、具体的な施策を実行したときに、こういう歯科に対する治療費が下がっていくものなのか、横ばいなのかは10年か5年ぐらいの単位で見させていただきまして、この条例ももちろんつくった価値はあるんだけど、やはり実効性に少しまだ100%とは行きませんので、そういったデータを確認しながら、さらに数年後にはより充実した条例に改めることを含めて検討を続けてもらいたいと、要望しておきますので、よろしくをお願いします。何か回答があれば。
- 健康づくり課長兼保健センター所長　そういった歯科医療にかかった経費をつかむということについて、可能かどうかということ、ごめんなさい、今この場でお答えすることができないものですから、そちらのほう、できる限り可能かどうかも含めて少し調べさせていただきたいということをお願いします。
- 牧野委員　大変難しいと思うんですよ。でも、私たち勉強した結果、愛知県の歯科の組合が何かありますよね。彼らも一生懸命そういうデータを使っているらしいですんで、そこら辺のデータを提供を受けるとか、最も都合のいいデータは出てくると思いますけれども、それと県と整合をとりながら、やっぱり実施、やって結果的に効果が上がると。費用を使ってでも効果が上がるか上がらないかというようなことをちょっと検証しながら、この条例がさらに実効性があるとか、有意義なものに回すような検討を続けてもらいたいと要望しておきます。以上です。
- 委員長　ほかに質疑はございませんか。
- 長尾委員　それでは、2つほどお聞かせいただきたいことがありますので、お願いいたします。

まず最初に、私がこんなことを聞いてはいけないかもしれないんですが、初めの8ページにあります提案理由のところにある話ですが、今回の提案理由のところ、歯と口腔の健康づくりに関する施策を一層推進する必要があるということで理由になっております。ということは、これを読む限り、

今でも何か施策を実施されていて、もう一段レベルアップするような施策を推進していくというふうに文章からは読み取れると思うんですが、今現在何らかの施策をされていて、それでは何か問題があるからこの条例案を出すという意味で捉えればいいのか、お聞かせいただけますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　現在、健康づくり課のほうで行っている歯と口腔の施策といたしましては、まず集団で行っている健診といたしましては、1歳6カ月健診だとか、3歳児健診だとか、そういったものが行われております。

また、個別では節目歯科健診だとか妊婦歯科健診、今年度よりそちらのほうは産婦まで拡大をさせていただいておりますけれども、そういった健診を行っております。

あとまた、いろんなどころに出向きまして講座だとか、啓発のほうに、教育のほうに努めさせていただいております。

○長尾委員　　ということで、今お話しされたいろいろな施策を、もう一段さらに上げて実施されるということを考えているということで、理解しました。

続きまして、もう一つお聞かせいただきたいところが、目的の第1条のところ、市や関係者のところに責務というものを明らかにするという記載がありまして、次のページのところで各第4条、第5条、第6条といったところで、順番に各団体の責務というのが記載されております。

気になったところが第5条のところになりますが、歯科医療等関係者の責務ということで記載があるんですが、このところでその責務のところ、前半は置いておいて途中からいくと、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うとともに、市が実施する歯と口腔の健康づくりに関する施策に協力するとあるんですが、歯科医療等関係者、簡単に言えば歯医者さんですね。歯医者さんが、歯と口腔の健康づくりに資するよう適切にその業務を行うというのは、当たり前なことが書いてあるだけで、特に今までやっている業務からふえるようにはちょっと読み取れなくて、そうすると歯医者さんは、これに関して何もやらないのかというふうに読み取れてしまうんですが、これをやることで、この歯科医療等関係者の方は何か、先ほどあった

ようにもう一段、しかも歯科医療等関係者の方が動かれると、当然のごとく治療費として一般市民の方に請求されてくるんですね。それとは別に、そういうもののないサービスみたいな形で何らかの施策が行われるのか、それとも、もうこの医療等関係者の方は、もうやったらやっただけ治療費として請求が出てしまうのか、どのような形で進むことになるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　今のお話ですけれども、先ほど市の責務というか、市のほうもこれまでも事業をやっておりましたけれども、より一層こういった歯と口腔の関係で、一段高いところを目指すというお話がありましたけれども、まさにこの歯科医療等関係者、こちらについても、これまでも十分やっていただいておりますけれども、抽象的ではございますけれども、これまで以上に市と、また関係機関のほうと連携をとって市民の健康づくりを担っていただくということを考えておりますので、よろしく願いいたします。

○牧野委員　　ちょっと余分なことを言いたいですが、歯が痛いから歯医者へ行く場合は健康保険が適用されるんだけれども、定期健診的なものは適用されるかどうか、ちょっと確認しておきたいです。

○健康づくり課長兼保健センター所長　　今、牧野委員が言われました定期健診的なものというのと、5年に1度節目歯科健診、こちらが40歳から75歳、節目節目で行っている健診がございます。

○牧野委員　　このキーポイントは、実は年に2回ぐらい健診に行くと保険適用にならないんですね。本人が100%払うんですけれども、私がさっき言ったことは何を言っているかというのと、きちっと健診をした場合に、総体的な歯科治療費が下がるというようなデータがわかれば、国保であろうが保険適用ということを含めて健診制度をつくり直すと、全体的に下がるかもしれないというデータづくりなんだ、僕が言っていることは。だからそれを含めて、そういうデータが江南市だけでは難しいんだけれども、県も医師会も含めた上で、そういったデータがあればトータル的に保険適用しながら歯科治療費を下げていくということが難しい、できるかできないかですから、そういったことを含めて、その一歩であるかなあと思って発言をしましたので、余分なことですが、よろしく願いします。以上です。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○尾関委員　昨年、私、9月定例会の一般質問でこの件を上げさせていただきました。今回に至っているわけですが、昨年度、歯科医師会のほうが、市長、議長とともに、私、当時厚生文教委員会の委員長でしたので説明を受けて、実際は、予防医学の部分を全面的にこれから進めていかないといけないというところがあってこういう話になっていると思うんです。

その中で、私はそのとき一般質問として、当時委員長だったんで、発言は控えるべきかなあと思って一般質問でさせてもらっているんですけども、そのときに、私はそのときターゲットを教育の場というところを置いて、岩倉市でフッ化物洗口ができていて、江南市で何で小学校・中学校でできないんだというところを、予算化できないのかという話をして、そのとき当局のほうも、先ほど牧野委員も言われたみたいに、子ども医療費に対する歯科医師分、歯科部分の年間の予算とかいろいろと数字を上げていただいて、実際18%ぐらいの削減ができるとかいろいろな話があったかなあというところを思い出しているんですけど、実際その教育というところで、この条例では教育従事者というのを、保健医療等関係者というところのくくりの中で定義しているんですね。その中で、実際基本理念の中でも連携しろと。市の責務でも、歯科医療の関係者の責務でも、第4条、第5条ともですけれども、保健医療等関係者と連携しろと言っておるわけですね。要するに、保健医療等関係者という言葉からとても学校というふうには発想できないんだけど、定義のほうでは学校というか、教育従事者のほうは保健医療等関係者というふうに言っておるものですから、実際その責務としては連携してやりましょうということをおるわけですので、実際、学校関係者を交えて、今後その三者といますか、相互関係で連携推進していくということをおるんですけど、何らかそういうこれから情報交換する会議みたいなのが行われていくというか、設定していくのかということをおるちょっと、まだしっかり決まっていなくてもいいんですけど、いろいろ青写真の中でもしあれば教えていただきたいです。

○健康づくり課長兼保健センター所長　今のところ、学校関係者とそういった歯科口腔に関して打ち合わせをするような場というのはございません。

今後については、こういった条例もできましたことから、また学校のほうと教育委員会のほうと調整をしていければと考えております。

- 健康福祉部長　今回の条例の制定でお認めがいただけた場合、可決された場合、当然この条例というのが生きてくるわけなんですけれども、まず理念的な条例ということでスタートをしているということを御理解いただきたいということと、どうしても基本的な施策を少しでもやっつけようとするとな財政的な面も出てくると。

先ほど尾関委員のほうから言われたのは、教育現場とのつながりということになりますけれども、まずもって前回一般質問でもお話が出たと思いますが、教育関係、教育現場のほうの課題ではないし、教職員の先生方のお考えもあるもんですから、そのあたりは、あるきっかけが出てきてお話し合いの場ができればやりますけど、今のところは、すぐにでもそういう場を設けるということは考えておりませんので、済みません、一步ずつ、少しずつというふうで考えておりますので、よろしく願いいたします。

- 委員長　ほかに質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時29分　休　憩

午前9時29分　開　議

- 委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第44号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第47号　江南市国民健康保険税条例の一部改正について

- 委員長　続いて、議案第47号　江南市国民健康保険税条例の一部改正につ

いてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保険年金課長　それでは、議案書の83ページをお願いいたします。

令和元年議案第47号　江南市国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。

84ページには改正する条例案を、参考といたしまして85ページ、86ページには新旧対照表を、87ページには江南市国民健康保険運営協議会からの答申書の写しを掲げてございます。

なお補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。質疑はございますか。

○三輪委員　済みません。国民健康保険のことはちょっといろいろ複雑でわかりづらいので、何かまとめた資料があるとかという話は、済みません。あれば見せてください。

それで、済みません、よくわかっていないので、第12条の第2号と第3号で27万5,000円を28万円にするのと、50万円を51万円に変更することについて、これはどういう違いでしょうか。済みません、勉強不足で。

○委員長　暫時休憩します。

午前9時32分　休　憩

午前9時33分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、お伺いしたいと思いますが、当局が資料を用意してくれているということですので、これを皆さんにお配りしてもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　はい、じゃあお願いいたします。

〔資料配付〕

○委員長　もう一点、ちょっとこの際お伺いしますが、議案第47号の審査のため当局から今配付されました資料につきまして、委員会配付にとめ置くか、委員会審査資料として本会議場で議場配付とするか、いかがいたしましょうか。

○牧野委員　新しい人が多いので、この税の仕組みとか、負担の仕組みとい

うのを知っている必要があるから全員に配ったほうがいいと思います。見ただけでもわかりにくいと思いますが、配ったほうがいいと思います。

○委員長 皆さん、どうですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 そうでしたら、今、委員会の審査資料として本会議場で議場配付したほうがいいという御意見がございましたので、そのようにお取り扱いさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔発言する者あり〕

○委員長 そうですね、タブレットで配信するという、ペーパーレスでやるということをお願いいたしたいと思います。

皆さんのもとに配られましたか。よろしいですかね。

それでは、今の資料が配られましたので、こういった資料も活用しながら質疑を行いたいと思いますが、まず三輪委員より第12条に関しての今質疑がございましたので、これに対しての答弁をお願いします。

○保険年金課長 資料で申し上げますと、表面の中段以降の2番になりますけれども、均等割と平等割額の軽減の基準の拡大についてでございます。

まず5割軽減のほうでございますけれども、こちらの基準のほうで、世帯の所得の金額が33万円と被保険者の数に乗じて27万5,000円を掛けたものが基準とされておりましたけれども、この被保険者数に関する部分が5,000円上がりまして28万円ということで、基準額が引き上げられているものでございます。

そして、同じように軽減の区分の2割軽減でございます。こちらのほうは、本来の均等割額、平等割額の2割を軽減するというものでございますけれども、こちらのほうの基準が同様に、世帯当たり33万円に被保険者数を乗じた金額が50万円から51万円に引き上げられるということで、5割・2割とも軽減基準が引き上げられて拡大するという内容でございます。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 ありがとうございます。表を見てよくわかりました。

それで、これで昨年に比べて軽減される世帯というのはどのくらいあるんでしょうか。もしわかれば教えてください。

○保険年金課長 基準拡大の内容でございますけれども、拡大により116世帯が影響を受けることになります。

軽減の非該当から2割軽減となる世帯が77世帯、そして2割軽減から5割軽減になる世帯が39世帯となるものと思われま。

○委員長 ほかにございますか。

○牧野委員 何ページになるのかな、一番最後、江南市国民健康保険運営協議会というのがあることを知らなかったんですが、この答申に基づいてだろうということで、これは愛知県から依頼が来たのか、日本全国的なこの大枠として国民健康保険のするという、そこの最初の出だしはどこから来ているのですかね。江南市独自でこれをやっておるわけじゃないと思うんですが。

○保険年金課長 運営協議会でございますけれども、それぞれの保険者で組織されているものでございまして、各自治体でもございますし、平成30年度から県単位化ということで制度がちょっと変わりましたものですから、平成30年度から、昨年度からは愛知県のほうでも運営協議会が組織されたものでございます。

○牧野委員 そうすると、各自治体の運営協議会と愛知県の運営協議会があって、この限度額引き上げというのは、愛知県としては統一して上げているということですか。

○保険年金課長 限度額のほうは、条例で定めるものとしておりますものから、各自治体の判断で定めることができるということになっております。

国のほうの通知文書におきましても、各自治体の状況に鑑みて定めるということは明記されておりますので、それをもって各自治体で図って協議して決めているものでございます。

○牧野委員 そうすると愛知県下五十七、八あると思うんですが、市町村と、そこら辺の足並みというのはどうなっているんですか。

○保険年金課長 令和元年度、今年度の県内の38市におけます課税限度額の状況で申し上げますと、この医療費給付費分につきましては、今回3万円法定課税限度額が引き上げられますけれども、この法定課税限度額同様に61万円となるところが、江南市を含めまして38のうち29団体でございます。

そして、58万円が8団体、そして54万円が1団体となっております。

また、後期高齢者支援金分と介護納付金分につきましては、今回引き上げがございませんけれども、こちらの2つにつきましては全38市が法定課税限度額となっているものでございます。

○牧野委員 わかりました、全体の流れとしては。

それで、これは掛布議員が議場でもう聞かれたんでいいんですけど、委員会としてもう一度きちっと聞いておきたいと思うんですが、この最初の目標が、医療費が増加するので引き上げて、その剰余金でもって減免の率を下げていくということが目的だと書いてあるものですから、世帯割ですけど、人数割でもいいんですが、回答されていると思うんですが、上がった人の対象世帯数で幾ら増収があつて、それをもつてこの減免7割・5割・2割、7割は関係ないかもしれません。5割・2割を含めてどれだけの世帯数が、人数が幾らふえて減免されるのかという、数字的にもう一度確認しておきたいんですけど。

○保険年金課長 まず、課税限度額の引き上げによります影響額といたしましては、約380万円の増収を見込んでいるところでございます。

そして、軽減判定基準の拡大による影響額でございますけれども、約190万円の減収を見込んでいるものでございます。

軽減基準額の拡大による影響世帯といたしましては、116世帯でございます。

なお、軽減額引き上げによる影響世帯数といたしましては、医療分で133世帯になるものでございます。

○牧野委員 133世帯。

○保険年金課長 はい。

○牧野委員 減収の190万の対象が133世帯ということ、違う、116。

○保険年金課長 軽減基準額の拡大による減収分、190万円に当たるものでございますけれども、影響する世帯が116世帯でございます。

○牧野委員 この116世帯の振り分けで5割と2割、もうちょっとそれを分けるとどうなりますか。

○保険年金課長 軽減の非該当から2割軽減となる世帯が77世帯、2割軽減から5割軽減になる世帯が39世帯となると思われま。

○牧野委員 はい、わかりました。

○委員長 ほかにございますか。

○三輪委員 済みません。この96万円払う方って大変だと思うんですけど、でも133世帯もあるんですが、年収でどのぐらいになるんですかね。済みません、ちょっと、もしわかったら教えてください。

○保険年金課長 今回医療分を3万円引き上げまして、全体といたしましては、改正後は96万円が法定課税限度額になるわけでございますけれども、その96万円に到達する世帯の年収と所得の目安でございます。

世帯主が45歳で、妻が38歳、子供が2人、そして固定資産税を8万円納付しているという世帯をモデルケースとして計算いたしますと、給与収入で1,219万6,000円、所得に直しますと999万6,000円になるものでございます。

○三輪委員 済みません。一番最後の減免が2年間というふうになるのがここ一番問題だったと思って、本会議のほうでも掛布議員のほうから質問したんですけれど、2年間に限定される、今回の改正とは直接関係ないかもしれないんですが、2年間たつと倍になってしまうということ聞いたんですが、2年間に限定される理由というのはどういうことか教えてください。

○保険年金課長 まず旧被扶養者の減免につきましては、もともと法則のほうでは2年間とされていたものでございます。そちらのほうを附則でもって当分の間というふうになお書きしたものでございますけれども、こちらのほうは、先般、後期高齢者医療制度におきましてその制度の持続性を高めるため、また世代間の負担の公平を図る観点から、応益割に係る保険料軽減措置につきまして2年間とするよう改正を行ったところでございます。

そうしたことを踏まえまして、国民健康保険におきましても同様に見直しを行って、旧被扶養者に係る応益割についても資格取得を2年間に限り旧被扶養者減免を実施すると、本則に戻すと、つまりというふうに改めるものでございます。

○委員長 そうしますと、当分の間という附則がなくなって本則に戻して2年間ということですので、本会議では97世帯という影響を受ける世帯があるそうですが、大体幾らぐらいの負担増になるんでしょうか。

○保険年金課長 影響額でございますけれども、1人当たりでは、対象とな

る旧被扶養者の令和元年度の応益割の合計が5万200円でありますことから、最大で5割分に当たる2万5,100円が増額となるというものでございますけれども、今回の見直しの対象となるその各旧被扶養者の所得区分の把握まではしてございませんので、所得に応じたその均等割軽減区分のほうが今後かかってくると思われましてけれども、そちらの区分の判断ができないことから、全体の影響額としては算出ができないものでございます。

○委員長　ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時48分　休　憩

午前9時48分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第47号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第48号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第48号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保育課長兼指導保育士　それでは、議案書の88ページ、議案第48号　江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について御説明させていただきます。

89ページをお願いいたします。

江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）でございます。

参考といたしまして、90ページから92ページまで、江南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（案）の新旧対照表を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いをいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　済みません。このふえた、もしくは子育てのための施設等利用給付ということについて、どういうことが今までと変わったのか、済みません、どういう施設のことか教えてください。

○保育課長兼指導保育士　子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、従来の子供のための教育・保育給付認定に加えて、子育てのための施設等利用給付が創設されたため、その施設等利用給付認定及び給付に関する事務に関して、マイナンバーを利用できるようにするため、行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法に施設等利用給付の認定を位置づける改正を行っております。それに伴い市の条例について改正するものです。

○三輪委員　その施設というのが、例えば、済みませんが江南市でいうとどういう施設になるのかを教えてください。

○保育課長兼指導保育士　最初に申しました従来の子供のための教育・保育給付認定というのは、江南市の公立保育園と認定こども園でございます。

そして施設等利用給付が創設されたものというものは、新制度に移行していない幼稚園と認可外保育施設等を利用する子供で、幼児教育・保育無償化の

該当になる場合の認定です。あとは一時保育と病児保育、ファミリーサポート支援も入っております。

○委員長　ほかに質疑はございますか。
よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 53 分　休　憩

午前 9 時 53 分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 48 号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第 53 号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）

第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち

健康福祉部

教育部

こども未来部

の所管に属する歳入歳出

第 2 条　繰越明許費

第 3 条　地方債の補正のうち

市民文化会館改修事業

○委員長　続いて、議案第 53 号　令和元年度江南市一般会計補正予算（第 4 号）、第 1 条　歳入歳出予算の補正のうち、健康福祉部、教育部、こども未来部の所管に属する歳入歳出、第 2 条　繰越明許費、第 3 条　地方債の補正

のうち、市民文化会館改修事業を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、健康福祉部高齢者生きがい課について審査を行います。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○高齢者生きがい課長　それでは、議案第53号につきまして御説明を申し上げます。

追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

中段の14款4項2目2節社会福祉費交付金で、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

次に、15款2項2目1節社会福祉費補助金で、介護施設等整備事業費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

下段でございます。

3款1項1目高齢者福祉費で、補正予算額2,143万6,000円でございます。

内容につきましては、13ページ説明欄をお願いいたします。

介護保険財務事務事業で169万4,000円と、はねていただき、15ページ最上段の介護施設等整備費補助事業で1,974万2,000円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○野下委員　15ページのところです。ここの中で、認知症高齢者グループ等の防災改修等補助金というのが1,200万円ちょっとありますね。この防災改修というのは、これはどういう改修になるのかということをもとに1点教えてもらえますか。

○高齢者生きがい課長　具体的に申し上げますと、今回、2事業所が該当をしております。非常用自家発電設備の整備を対象としております。認知症

高齢者グループホーム等が防災・減災対策として、大規模な停電等に医療的配慮が必要な入居者等の安全を確保するために行うものでございます。

○野下委員　この認知症のグループホームというのが市内で幾つあって、そのうちで2カ所ということなんでしょうけど、全体で幾つあるんですか。

○高齢者生きがい課長　市内で7カ所ございます。

○野下委員　ということは、あと5カ所については、こういう改修等は必要なくてちゃんと作動できると、こういう認識でよろしいですか。

○高齢者生きがい課長　申しわけございません。少し説明のほうを具体的にさせていただきますと、今回、2事業所というふうに説明をさせていただきましたが、実際には、認知症高齢者グループホームが1施設、小規模多機能型居宅介護事業所が2施設の合計3施設でございます。この中でグループホームにつきましては小規模多機能型居宅事業所と同時、併設をしておる事業所ということでございます。

○野下委員　ちょっと整理をしていただいて、ちょっと待ってください。最初は2施設というお話があったんですけど、このグループホームは2施設なんですけど、その中に小規模も入っているというお話があったんですけども、実際に防災改修等補助金というのがここで改修するということなんですけど、ここはもう一回ちょっと整理してもらえますか、この部分は、どこがどういうふうになっているか。

○高齢者生きがい課長　申しわけございません。整理をさせていただきます。

今回、この補助金対象となります施設は、認知症高齢者グループホームが1カ所、それに併設しております小規模多機能型居宅介護事業所が1施設、それから申しわけございません、小規模介護老人保健施設が1施設で、合計3施設でございます。

○野下委員　今のは防災改修等の補助を使った形と考えてよろしいですよ。その改修ということが3施設という質問だったんですけど、それでよかったですよね。

○高齢者生きがい課長　今回の非常用自家発電設備の整備を対象とし、補助金の交付を見込んでおる施設でございます。

○野下委員　じゃあちょっとさっきの質問に戻りますけど、そうすると、ほ

かにこういう施設の防災改修をしなくてもいい施設があるという認識になると思うんですけれども、それは何施設市内ではあるんでしょうか。

○高齢者生きがい課長　こちらの補助金に関しましては、事業所のほうから申し出があった場合に対応させていただくというものでございまして、今回のところは、3つの施設の整備ということで対象に上がってきたというものでございます。

また、引き続き2次協議もございますので、改めて他の事業所、施設から申し出が出るということも可能性はございます。

○牧野委員　ちょっと関連で失礼なんですけど、国と県の予算でつけるのに、この自家発電装置というのは申請してつけるんだけど、今まではなかったということなんですかね、この事業所には。古くなったから更新するんじゃないしに、新たにつけるということで申請したんですか。これ、スプリンクラーか何か要と思うんだ。そういうときに動力が要るんじゃないかね。

○高齢者生きがい課長　既に自家発電やスプリンクラー等対応をしておみえになる施設もございますが、今回は、改めて大規模停電等に対応する防災・減災対策としての申請という形でございます。

○牧野委員　理屈はわかったんだけど、ちょっと疑問に思ってね、聞いていてね。昔は何とか苑で火事で死んじゃったからね。スプリンクラーをつけることになったと思うんですよ。全部市もつけたと思うんですが、スプリンクラーというのは、モーターで水を動力でばーんと圧をかけて出すんですけど、当然自家発電装置がないとこれは効かない、停電にならなきゃ効くんだけど、何かのときにぱんと電気が遮断されたとき効かなくなっちゃうんで、僕は要ると思っていたのが、今ここで新設だと聞いたんで、ええっと思ったんで確認の質問というのか、確認をしたんですけどね。

○高齢者生きがい課副主幹　済みません。こちらの補助金につきましては、防災関係で地震、あと水害とかそういったことに対応しておりまして、現在、スプリンクラー、あと防犯、あと防災という形で、それぞれ国が必要と思われるものをメニューとして上げております。

今回は、地震に伴い、医療的な必要な方に対して停電によって必要な医療が受けられないことがないように、そのための非常用自家発電をということ

で、現在スプリンクラーのほうも、一応必要なところには補助として出るようなメニューとなっております。

○委員長　ほかにございますか。

○三輪委員　お願いします。確認なのですが、15ページの障害者福祉システム運用事業の就学前の障害児の発達支援に係る……。

○委員長　三輪委員、それ、次の福祉課です。

○三輪委員　ごめんなさい。

○委員長　ほかによろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長　それでは、質疑も尽きたようでありますので、続いて福祉課のほうに審査を移ります。

当局から、補足説明がありましたらお願いいたします。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長　それでは、福祉課所管の補正予算につきまして御説明申し上げますので、追加議案書の8ページ、9ページをお願いいたします。

上段の14款2項2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金でございます。

次に、下段の15款2項2目民生費県補助金、3節災害救助費補助金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、14ページ、15ページをお願いいたします。

中段の3款1項2目障害者福祉費で、内容につきましては15ページの説明欄をお願いいたします。

障害者福祉システム運用事業で、システム改修委託料77万円の補正をお願いするものでございます。

2枚はねていただきまして、18ページ、19ページをお願いいたします。

上段の3款4項1目被災者支援費で、内容につきましては19ページのほうをお願いいたします。

災害援護事業、被災者生活再建支援金支給事業で、被災者生活再建支援金200万円の補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○三輪委員 済みません、よくわかっていなくてごめんなさい。

さっき出ました就学前障害児発達支援に係る利用料無償化に伴うシステム改修というのがあるんですが、この発達支援に係る利用料無償化というのは、わかくさ園に通ってみえる方の費用ということでしょうか。ほかにもありますか。ちょっと内容というか、どういう方のことか教えてください。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 今回、対象となる施設は、わかくさ園も含めて市内6カ所ございます。主に児童発達支援事業所ということになります。

○委員長 ほかにございますか。

○牧野委員 私も知らないんで、そうすると、今まで就学前だから3歳児、5歳児を含めてこの発達支援に係るのは有料でやっていたということなんですか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 有料の方も無料の方も見えますけれども、基本的に非課税の世帯の方は無料になっています。

市町村民税の所得割が28万円未満の保護者の方になりますけれども、その上限で4,600円、28万円以上の方ですと3万7,200円が上限。

○牧野委員 月額のこと。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 月額になります。

○牧野委員 それが所得制限なしにみんな無料になるということなんですね。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 3歳から5歳までになりますけれども、無料となります。

○牧野委員 これは日本中そういう制度に変わるということではないのでしょうか。

○福祉課長兼基幹相談支援センター長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて健康づくり課について審査をいたします。

当局から、補足説明がありましたらお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、健康づくり課所管の補正予算について御説明を申し上げます。

歳出のほうで御説明をいたしますので、追加議案書の18ページ、19ページの下段をお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は440万円でございます。

内容につきましては、右側説明欄をお願いいたします。

母子健康管理事業で440万円の補正をお願いするものでございます。これは、乳幼児健康診査などの母子保健情報の利活用に係るシステムの改修費用でございます。

なお、この事業費の増額分に対しましては、特定財源といたしまして国庫補助金が3分の2財源措置されますので歳入予算に計上しております。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 済みません、今の母子保健情報利活用で改修しなければならないというか、何か中身が変わるといふことでしょうか、済みません。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらに関しては新たにできるようになるということですが、もう少し中身について説明をさせていただきますと、自治体ごとに異なっておるデータ形式を全国統一の形式にする副本登録に対応するものと、市町村間及び本人の情報照会に対応していくためのシステム改修でございます。

○三輪委員 近年起こっている、例えば児童虐待とかそういうことでほかの自治体にもこの情報を共有できるというか、そういう観点からこういうふうになったんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 済みません。児童虐待となると、所管がこども政策課のほうになりますが、こちらに関しましては、4カ月児健診と1歳6カ月児健診と3歳児健診、こちらの乳幼児の健診のデータを市町

村間で情報がやりとりできるようなもの、もしくはさらにそれに加えて本人等がそちらの情報を取得することができるようになると、こういったものでございます。

ごめんなさい。それに加えて妊産婦のデータも、こちらは市町村間の情報連携はいたしません、本人がそういった健診のデータを取得することができるようになります。

○野下委員 使ったことがないのでよくわかりませんが、これはスマホか何かでできるんですか。そういう体制をとるとのことですか。それとも今何かそういうものがあって、それがちょっと改修されるのか、その辺ちょっと教えてもらえますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらのほうはマイナンバーカードを使ったものになりまして、マイナポータルを通じた健診情報の取得ということになります。

運用開始は、来年の6月が予定をされております。

○委員長 そうすると、マイナンバーカードとか、マイナポータルを全く使わない人にとっては何も変わらないということですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 はい、そのとおりでございます。

○委員長 ほかにございませんか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてこども未来部こども政策課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○こども政策課長 それでは、追加議案書の14ページ、15ページの下段をお願いいたします。

3款2項1目こども政策費でございます。補正予算額は1,107万7,000円でございます。

内容につきましては、15ページの説明欄をお願いいたします。

(市) 児童扶養手当事業は、528万円の補正をお願いするもので、手当の支給要件及び支給期間・期月の改正に伴うシステム改修委託料でございます。

その下、児童扶養手当事業は、579万7,000円の補正をお願いするもので、(市)児童扶養手当事業と同様の改正内容に伴うシステム改修委託料でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○長尾委員　今回の改正に伴ってシステム改修が2件で約1,100万円とあるんですが、単純にいくとかなり高いような金額なんですが、このような期間とか要件が変わるたびにこのような改修というのが行われているものなんでしょうか。

○こども政策課長　今回のシステム改修費でございます。

まず、国のシステムのほうから申しますと、国のシステムにつきましては、実際NECのものを江南市は使っておるわけでございますが、パッケージがリリースされまして、そのパッケージに基づいて実際にシステム改修、SEの費用がそこに加えられた金額ということでございます。

市の手当のほうでございますが、こちらは市独自の支給ということになりますので、こちらについてはそういうパッケージ対応のものがリリースされておりませんので、全て市独自にカスタマイズが必要になるということで、そちらの費用ということで上げさせていただいております。

○委員長　ほかにございますか。

○三輪委員　済みません。その支給期間・期日の改正ということについてお伺ひしたいですし、そういうのがもし国のほうとかでの改修ならば、こういうものに関して国の補助とかそういうのはないんでしょうか。

○こども政策課長　こちらのほう特定財源としてはございません。国からの通知と、あと県の説明会の折の内容でございますが、交付税措置されるということで聞いております。

あと支給要件の内容ということでよろしかったでしょうか。

まず支給要件のほうでございますが、この手当の支給に当たっては所得制限というものがございます。毎年8月の現況届に基づきまして前年度所得により限度額と照らし、支給の判断を行っておるところでございます。

改正前につきましては、所得額の適用期間でございますが、これが8月から7月ということでしたが、児童扶養手当法、また市の児童扶養手当支給条例の改正に伴いまして、この適用期間を11月から10月までと改めたことに伴い、システム改修が必要となるものでございます。

次に、支給期間・期月でございますが、支給期間につきましては、現在4カ月ごとに支給を行っておりますが、これが2カ月ごとというふうに改正されるものでございます。

それとあと期月のほうにつきましては、国の手当が4月・8月・12月をそれぞれ奇数月に変更するという内容でございます。それに伴う改修でございます。

○牧野委員　話を聞いていてわかった。4カ月と2カ月というのは、くだらんけれどもやらなきゃいけないことはわかりましたけど、NECの基幹系を含めてそのソフトを共有化していくという大前提を江南市はとっているんだけど、今聞いていたら市の独自のカスタマイズとおっしゃったんだけど、こういう個々のシステムを統一化していくというような動きをされていく必要があるんじゃないかなあと。例えば今の適用期間とか支給期間を4カ月を2カ月といっても、これは国の制度もあるんですが、その基本的な制度がほぼ一緒なんだと私は思っていて、今市の独自というのが非常にひっかかったんで、これをカスタマイズじゃなしにパッケージの既製ソフト化するような検討というのはされませんか。これ提案になっちゃうな。されないんですかというのか。

○こども政策課長　実際にそれぞれの市で行っている市独自の児童扶養手当というのが、この所得制限等、あと当然支給額とかそれぞれ違っておりますので、それぞれの市で使えるような統一的なものというのは、メーカーというか、用意されていないということでございます。

○委員長　ほかにございますか。

○長尾委員　済みません。元システムエンジニアなもんで少しシステム的な話になっていきますが、今回期間の改修とか、開始月が変わるとかというお話があるんですけど、今回の改修を次回以降、例えばまた時期が変わったとか、期間が変わりましたので今回2カ月分になります。これが3カ月分にな

りますといったときに、次回また同じような費用発生というのは避けたいというのが一般的な考え方になるんですけれども、そういうような次回発生したときは何か数値だけの変更だけで、例えば2を3に変えるだけで対応できますとかというような、未来に向けた対応というのは一緒にされる予定はありませんでしょうか。

○こども政策課長　　実際、今回パッケージということでリリースされるということでございますので、そういった市からの要望が実際に対応できるかというのは、また今後の課題ということで考えさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長　　ほかに質疑はございますか。
よろしいですか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　これで質疑も尽きたようでありますので、続いて保育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○保育課長兼指導保育士　　それでは、保育課所管について御説明させていただきます。

歳入につきましては、追加議案書の8ページ、9ページの上段に、14款4項2目1節児童福祉費交付金、子ども・子育て支援交付金。

その下、15款2項2目2節児童福祉費補助金、地域子ども・子育て支援事業費補助金及び幼児教育・保育無償化導入支援事業費補助金。

10ページ、11ページ中段に、20款5項2目5節保育園給食費徴収金、3歳以上児徴収金を掲げております。

歳出につきましては、16ページ、17ページの上段に、3款2項2目保育費、人件費等から幼児教育補助事業までを掲げております。

内容につきましては、説明欄をごらんいただきますようお願いいたします。

なお、補正予算説明資料の8ページに位置図を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほど、よろしく願いをいたします。

○委員長　　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員 済みません。古知野南保育園の駐車場のところなんですけれども、ちょっと私も実際そこを通ってきたんですが、結構広い道からすぐのところですよ。ちょっと今までどうされていたのかなということと、あそこに入る駐車場が朝とか、私も実は孫のお迎えとか行っているんですが、あそこでひょっとして並ぶと余計渋滞して道が混雑するのではないかなあと思いました。あそこを選ばれた理由をちょっとお聞きしたいと思います。

○保育課長兼指導保育士 まず今までどうだったかということについてですけども、古知野南保育園の通用門が広い道路から、歩道橋のところから入ったところにございます。そのところに、2台もしくは3台、4台、ちょっと縦列になってしまいますけれども、入れるところがありまして、そこに駐車していただいて送り迎えをしてもらっていましたが、何分限りがありますので、実は無線を使いまして、その通用門に立ってもらう職員と、あとは職員の玄関の側にもいまして、お母様方にはなるべくあその道路ではとまらないように循環していただいて、2巡目とかそうなった場合には、職員の通用門のほうから子供だけを受け入れるという形もとって、あとは、そういう事情でございますので、自転車か徒歩でということで協力をいただいていた。

もう一点は、委員言われます県道のほうに駐車場がございますので、そうなった場合は、保護者の皆様には交通の妨げとならないように、停車しています車が出ないよう江南駅方面への一方通行にさせていただき、そして左折による出入りに協力していただくようにしていきたいと思っております。

また、その入れる駐車場が満車の場合は、そこで県道のほうでとまっていたかのように、今まで使っていた通用門の前のほうに回っていただくということと、あとは実際にその駐車場が使えるようになった場合は、最初の朝の登園の時間帯の混む時間と降園の混む時間帯には、職員がそこで誘導するように立ちまして、保護者の方が皆さん快く使えるように周知できるまではそういう対応もしたいと思っております。

なぜその土地を選んだかですけども、今最初にお話ししたように、本当に駐車場がなくて、駅に近いということで、車でそのまま通勤される方も

多いですので、どうしても協力はしていただいているものの車での方も見えます。そうした場合、駐車場が今の現状では本当に少ないですので、何度も不便をかけているところでしたので、ちょうど保育園に隣接した場所がございましたので、そこを駐車場にということで決めたというわけです。

○こども未来部長　こちらの土地の選定に当たりましては、選定したわけではございません。もともと3月の定例会の折に、送迎用の駐車場用地として購入すべく、土地鑑定及び土地現地調査委託を繰越明許費の補正予算を計上させていただいて、今回その用地を取得、工事を整備する。

この土地については、以前からそこはうどん屋がございまして、その方が取り壊して整地した後に、土地を早期に売却したいという要望がございまして、私どものそういった駐車場問題、利用者の利便性の向上と、付近の方への迷惑をかける形になっておりますので、そういったところでこちらの土地を購入するという形に至ったという状況でございます。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

○野下委員　関連して、ここの駐車場についてなんですけど、補正予算の説明資料のところをちょっと見させていただくと地図があって、今、皆さんがおっしゃったところから入っていくんでしょうけど、ここに7台というふうに出ているんですけども、まず7台の駐車場の広さなのかというのを1点と、あとガードパイプ、フェンス設置と書いてあるんですね。ここの安全対策というのは、このガードパイプとフェンスというのはどういうふう to 設置されるのか。まずこの2点についてお尋ねしたいと思います。

○保育課長兼指導保育士　7台の駐車は、広い県道から入って、そのまま園舎側に7台並行してとめられるように考えております。

それで、ガードパイプのほうは、歩道に面したところにガードパイプを設置して、フェンス設置のほうは園舎のほうですね。隣接している境のところにフェンスを設置する。

あと追加して、そこからすぐ園庭のほうに出入りするよう to しまして、こちらのほうは二重門にしたいと思いますので、園庭と隣接のところと、もう一つ門扉を設置する考えでございます。

○野下委員　ということは、ここの県道江南停車場線のところの歩道に面し

たところにガードパイプをつけると、入り口みたいなところですよ。中へ入ったら、フェンスにそこは囲むという形によろしいですよ。

○保育課長兼指導保育士 はい、そのとおりです。

○野下委員 もう一点、ここの関係に関連するんですけど、今回、ここの保育園がこの駐車場確保ということなんですけど、保育園ってなかなか駐車場がないじゃないですか、どこもね。今、ところどころで購入されて駐車場を整備されて、子供の送迎の安全対策なんかされていていらっしゃるんですけど、今回で何か所にまずなるのかということと、もし今後予定で何か駐車場についてのお考えがあればお聞かせいただけますか。

○保育課長兼指導保育士 古知野南保育園のように土地をとということで、借用してという形ですと、去年補正を上げていただきました布袋東保育園の通用門の正面にあるところがそうです。あとは、園の駐車場ではございませんけれども、宮田保育園は子育て支援センター用として駐車場がありますので、そちらを朝晩の送迎は利用させていただいております。

今後はそれで、まだなかなか全園とまではいけませんので、まだ考えておりません。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

○尾関委員 古知野南保育園の駐車場整備の件、皆さんと引き続きですけど、技術的な話なんで部長に答えてもらうといいかなあと思うんですけど、県道に面しているんで、そもそも多分非住居の雨水は県道の側溝に放流できないはずなので、そういうのと、あと新川流域とかいろんな加味して浸透性舗装を考えていらっしゃるのかなあと思っているんですね。

浸透性舗装って御存じのとおり、3年も5年もたてば目潰れしちゃって、実際もう浸透しなくなって雨水があふれる。そういうことを考えると、この駐車場の中には、技術的にますも設けて園庭側のほうに雨水を持っていくという対策をすべきではないか、そこまで考えていらっしゃるかというのが1つと、あと浸透性舗装どうこう関係なく、これT=50ミリと書いてあって、アスファルトの厚みを50ミリで考えていらっしゃるってかなりローコストな方向、江南市はこれは当たり前のようにいつもやっているんで、いつも路盤というか、路面がぐちゃぐちゃになってくるんですけど、特に保護者の運転が

どうかはわかりませんが、駐車場というのはハンドルをこじるんですね。そういうことを考えると、50ミリ舗装だと将来的にというか、早期に傷んでくる可能性はあるんで、こういうところは、実際はもうちょっと高耐久仕様で80ミリとか100ミリという仕様にしていくべきではないかという僕の考えがあるんですけど、部長、お答えいただきたいんですけど。

○こども未来部長 御指名いただき光栄でございます。

まず雨水流出抑制については、流出量にあわせて舗装厚であったり路盤厚を決定しております。

通常、建築課に最初依頼を出す折には、路盤10センチでしたんですが、やっぱり10センチの路盤に5センチの舗装を乗せていきますと、実際に破壊輪数、要は使用頻度にもよりますけれども、やはり路盤からしっかりつくってこないとまずいということで、路盤を従来10センチで建築課から上がってきたんですが、15センチに変更する形の中で路盤対応して、舗装厚については浸透式5センチという形で、そこまで2層打ちまでというところまでは現在のところ考えておりません。

また、その浸透式の舗装についても、確かに委員言われるとおり、目詰まりしてくれば当然浸透してこなくなります。当然通常の洗浄とともに、そういった目詰まり等により機能支障が出た場合においては、別途対応を考えてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長 ほかに質疑はございますか。

○三輪委員 特定教育・保育等事業費のところは委託料が2,400万円とすごい高額なんですけど、今回の保育の無償化に伴うことだと思えるんですけど、ちょっとこの特定教育というのがどういうことかということと、委託料が高額になる理由がわかれば教えてください。

○保育課長兼指導保育士 認定申請等の支援委託料についてですね、まず。

ことしの10月からの幼児教育・保育無償化等に伴い、従来からの保育所・認定こども園を利用する子供に係る教育・保育給付認定に加えまして、新制度に未移行の私立幼稚園、保育の必要性のある認可外施設等を利用する子供に係る施設等利用給付認定とともに、副食材料代の実費徴収に係る振替口座登録の費用に係る補足給付認定など、現時点において非常に多くの事務を処

理していかなければなりません。これらの事務につきましては、9月末までに実施の時間制限もある中で、本年度職員1名を増員してもらっていますけれども、この無償化等の準備を進めているところで、今回事務費等について、県にて全額補助していただけていけますことから、職員対応としまして、不足する時間外勤務手当の増額と、それとともに認定申請等支援委託料としまして、本年度子ども・子育て支援システムへの施設等利用給付認定申請及び施設等利用費請求に係るデータ入力、パンチ作業をお願いするものでございます。

- 三輪委員 済みません、ちょっと確認ですが、市の職員としては増員を1名して、また委託というのは別のところに委託をする。

時間外は、現在いる職員がさらに時間外も仕事が必要ということでしょうか。

- 保育課長兼指導保育士 まずは、今先ほど言いました県のほうからの補助がありますので、その交付されることから、当初予算で人件費を計上していましたがものは歳入のほうでも入っていると、こちらの17ページのほうでも人件費のほうで減額になっています。一番上に三角になっていますこの減額分が県費としてなんですけれども、先ほども言いましたように、たくさんの事務量ですので、その分を不足する時間外手当を増額しまして、人件費の時間外としてもプラス増額して計上しております。

それとともに、委託料と委託としまして……、時間外だけではないですもんね、聞かれているのは。

- 三輪委員 済みません。1人増員されるという話を聞いたんですけど、その増員された方のお給料というか、そういうのはどこから出るんですか。

- 保育課長兼指導保育士 済みません、言葉が足りなくて。増員というのは、この4月にこの無償化も見越してということで、もう既に今年度1人プラスされております。

- 三輪委員 ちょっと単純、今その人件費の減らした分が125万6,000円で、下のふえた分が156万3,000円で、これ金額が違うのは何か理由がありますか。

- 保育課長兼指導保育士 人件費として、当初は1,050時間見ておりました。その分無償化の県で持ってもらう補助の分が490時間で、差し引いて560時間

ですが、それにプラス無償化でもうちょっと事務が要るということで、時間外が不足している120時間を足した610時間がこちらの156万3,000円になります。

○委員長　ほかに質疑はございますか。

よろしいですか、当局。

[挙手する者なし]

○委員長　じゃあ質疑も尽きたようでありますので、この程度にとどめまして、暫時休憩いたします。

午前10時45分　休　憩

午前10時58分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

補正予算の審査を続けてまいります。

続きまして、教育部教育課について審査をいたします。

当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○教育課長　教育課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

歳出について御説明させていただきますので、追加議案書の28ページ、29ページをお願いいたします。

28ページ中段、10款1項1目教育支援費、研究指定校調査研究事業といたしまして、北部中学校への業務委託料12万円の補正をお願いするものでございます。この事業は、県からの委託金を全額事業費に充ててまいります。

はねていただきまして、30ページ、31ページをお願いいたします。

30ページ上段、10款2項1目小学校費、学校施設管理事業といたしまして、宮田小学校・藤里小学校の放送機器の備品購入費710万9,000円、続いて、学校施設整備等事業といたしまして、古知野東小学校の臨時校舎借上料476万3,000円、その下、臨時校舎整備用の備品購入費15万5,000円、続いて、学校施設改造事業といたしまして、古知野南小学校を初め5校の便所改造に係る設計委託料1,194万6,000円の補正をお願いするものでございます。

続きまして、30ページ中段、10款3項1目中学校費、学校施設改造事業といたしまして、布袋中学校を初め2校の便所改造に係る設計委託料529万1,000円の補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　お願いします。

最初の29ページの学校教育研究委嘱校委託事業委託金なんですけど、業務委託料ということなんですけど、これは学校に資金を出すわけじゃなくて、何か検査とかそういうことで、どこかの業者に委託するとか、そういうことなんでしょうか。業務委託という言葉がちょっとよくわからなかったんですが。

○教育課長　これは北部中学校に12万円をお渡しして、委託するものでございます。

○三輪委員　じゃあそれは学校として研究に必要、例えば講師を呼ぶとか、そういう何に使うかということは決まっていないうことですね。

○教育課長　12万円の金額の使い道ですが、聞いておりますのは、講師謝礼と消耗品費、用紙代ですとか書籍などというふうに聞いております。

○委員長　ほかにございますか。

○野下委員　古知野東小学校の臨時校舎の件でちょっと。

本当にこの学校については大変生徒が多くなってきて、もう今は満杯状況であるというお話は聞いておりました、本当にこういう対応というのは非常に大事だと思っておるんですね。

じゃあ実際に、ここで児童数増加とか書いてあるんですけど、どれぐらいの児童が、これ校舎が必要だということなんでしょうけれども、今増加になっているのかというのがまず1点と。

それから、この校舎はまだこれから、今議会ですから、実際に今の児童数の子に対応するのか来年度入ってくる子に対応するかというのは違うと思いますが、今の児童数でも結構いっぱいであれば、その子たちは今どこで勉強をしてみえるのかというのをちょっと現状も聞きたいなあと、まずこの2点お願いします。

○教育課長　増加の件でございますが、古知野東小学校、校下内に住宅が多く建っている件で児童数が今若干ふえている状況でございます。

今後の新入学児童の見込みでございますけれども、来年につきましては、こ

これはあくまで見込みでございますが、来年度新1年生というのが現在のところ128名で4学級、令和3年度118名で、こちらも4学級、令和4年度につきまして124名で4学級、令和5年度120名で4学級、令和6年度になりますと111名で、こちらも4学級の見込みとなっております。

今の現状の対応でございますけれど、今、現実問題2学級足りない状況でございます。2学級足りない状況でございますして、今6年生が校舎の4階にございます多目的室を一時的に改修をしまして、そちらを教室としております。もう一学級につきましては、特別支援学級のクラスを2つに割りまして、1つの教室の中でパーティションでもって特別支援学級2クラスを臨時的に使っているという状況でございます。

○野下委員　　ということは、今、正式な普通教室では、2学級は臨時でほかの教室を使うということなんで、このプレハブを、プレハブでしたね、たしかね。それを設置するということになる、その2学級分の大きさのプレハブという形で対応するということよろしいですか。

○教育課長　　おっしゃるとおりでございます。

○野下委員　　これ多分議会でも出たと思うんですけど、議場でも。これは実際に契約はいつから始まっていくのかということですね。今回これは議会を出ていますので、実際のその契約、使えるのはいつからかということ。

それから、今お聞きすると、ずうっと4学級・4学級で新1年生が来るわけですから、当然1年では終わらないと思うんですよね。これは実際にいつまでこういうプレハブで対応しなくちゃいけないかというのも、ちょっとあわせてお聞きしたいと思います。

○教育課長　　契約でございますが、昨年12月に12月定例会の中で債務負担行為をお願いしまして、年が明けまして2月21日に業者と契約をいたしました。その後、建設が始まりまして、実際に使えるのは9月からというふうに聞いております。

あと、いつまでこのプレハブ校舎を使うかということでございますが、5年間のリース契約を結んでございますが、少なくとも5年間は使用契約がありまして、使いまして、5年以降も引き続き、それ以後の学級数がどのように変化していくかというのは、ちょっと今の段階では見込みが立たないところ

ろではございますけれど、学級数があれば、当然そのプレハブ校舎を使いますし、学級数が減った場合につきましても、少人数学級などで対応して使用していきたいと思っています。

○野下委員　今回こうやってしていただいておりますので、お子さんも大変、今、苦心をして、学校も苦心していらっしゃると思いますので、その5年間の後、さっき令和6年までは大体今の数値でいきそうですので、それ以降もよく見ていただいて、教育環境というのはしっかりと整えていただきたいなあと思いますので、それだけちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長　ほかにございますか。

○長尾委員　済みません、学校施設改造事業ということで1,100万円の補正予算が出ている件になりますが、この金額について、済みません、コストカッターみたいな言い方をしているはいけないんですが、補正後の総額が2,615万8,000円ということで、これを対象の小学校数が5つで考えると、単純に割ると1学校当たり500万円の設計費となるということですね。それで、済みません、私が建築に関しては全然素人なので、その500万円、大体500万円というのが、これまでもずうっと行われてきた事業なので、過去の話にさかのぼってはいけないんですが、これは妥当な金額として見ていいものなのかどうかというのは、どういう根拠でこれが出ているのかということをお教えいただければ。

○教育課長　この設計委託料の算出についてですが、建築課と協議したわけでございますけれど、愛知県の建築工事設計積算参考資料の設計管理委託料算定基準に基づいて積算をしておりますので、私どもとしては妥当だというふうに思っております。

○三輪委員　今のかかわってですが、私も5月臨時会にこれを質問して、今、長尾委員が言われたのは、この金額は前の分と合わせてだと思しますので、8校分だとは思いますが、今回5校で1,194万円なのに、前回3校で1,421万円で3校のほうが高かったんですね。だから、これ全然よくわからなくて、その基準が、改造をする面積だとか数に関係あるのか、その基準というのが教育課のほうではわからないかもしれないんですが、そこをもうちょっとちゃんとしていただかないと何か納得できない数字だなあと思いま

す。

中学校に関しても、前回は1校で421万円、今回は2校で529万円、何か本当にちょっとどういう基準なのかなあということが全くわからないので、そこがもうちょっとわかりやすく、単に県とか国の基準というだけではなくて、もうちょっとわかりやすい資料があるといいかなあと思うんですけど、よろしくをお願いします。

- 教育課長 失礼しました。5月臨時会と今回と、今年度につきましては2回お願いしているわけでございますけれど、学校によって南舎・北舎とある場合もございますし、例えば北舎だけ、例えば5月臨時会にお願いしました宮田中学校などに関しましては南舎・北舎がございますけれど、実際に工事するのは北舎だけ、今回中学校でいいますと、布袋中学校ですが、南舎・北舎という校舎の数ですとか、同じ一つの校舎の中でもフロアによって1カ所、2カ所トイレがある場合と、1カ所だけの場合もございます。

あと今回お願いしております中に体育館のトイレだけ設計をする場合もございますので、ならしてしまいますと、先ほどおっしゃられたみたいに、例えば中学校でいうと2校で529万1,000円というふうにあります、それぞれ中学校に関していえば、布袋中学校に関しては南舎・北舎・体育館ございまして、これでおおよそ449万9,000円、西部中学校に関しては体育館だけでございまして79万2,000円というふうに、各学校によって状況が違っているということでございます。

- 教育部長 済みません、補足説明になりますが、提案説明の折にも、こちらの議案書だけではなかなかその辺あれですので、提案説明の折に口頭でさせていただきますましたが、まず古知野南小学校は体育館だけ、古知野北小学校は北舎・南舎・体育館、宮田小学校は体育館だけ、草井小学校は北舎・南舎・体育館、門弟山小学校は体育館だけ、下へ移りまして、中学校は、布袋中学校は北舎・南舎・体育館、そして西部中学校は体育館のみという設計でございまして、よろしくをお願いします。

- 委員長 ほかにございますか。

- 尾関委員 今、先ほど宮田小学校は体育館のみというお話だったんですけど、昨年、校舎のほうをやっていたいただいているんですけど、同時にやれなか

った理由って何でしたっけ。

○教育課長 過去の経緯から申しますと、これまではずっと校舎全体改造、校舎の大規模改修という流れで校舎全体の改修をしておりまして、その流れで平成29年の古知野南小学校があったわけなんですけど、実際、国からの交付金がつかなかったということで、方針を転換しまして、校舎内のトイレ改修をしたというところですよ。

その次の年度については、その次の平成30年度のときに宮田小学校と北部中学校をやったわけでございますけれども、このときには古知野南小学校が校舎だけやっていたという流れでもって、当時、体育館を行うという考えがちょっとなかったというわけでございますが、その次、今年度工事をする予定の古知野東小学校、古知野中学校、布袋北小学校については、設計委託の段階で体育館もやっついこうというふうになんて方針転換をしたということでございます。

○牧野委員 ちょっと関連質問なんですけど、空調も終わったということですが、今回のトイレの改修、小学校で、設計事務所というのは何社ぐらいに発注というか、これはおたくの担当じゃないのかね、何社で発注する予定なのか聞きたいんですけど。

○教育課長 1社でやっついこうと思っています。

○牧野委員 そうすると、1社ということは、施工業者もひょっとすると1社になるということでしょうか。

○教育課長 施工業者につきましては、予定でございますけれども、1校1社でやっついこうかというふうに思っています。

○牧野委員 今、設計事務所1社ということですが、これは中学校も含むんですか含まないんでしょうか。

○教育課長 中学校も含まれます。

○牧野委員 ちょっとこれはさかのぼった質問なんですけど、空調の設計のときも設計事務所というのはかなり絞って、施工者はそれぞれということだったんでしょうか。

○教育課長 エアコンのときは、江南市内、防衛区域のところと防衛区域以外の学校がありますが、防衛区域の学校で固めて1社、防衛区域以外のとこ

ろで1社で設計は行いました。

- 牧野委員　この設計事務所ですとか施工業者については、入札に関して、市内業者と市外業者とある程度の差別と言っちゃいかん、区別と言いましょるか、プラス要因というものはつけてやっぺらっしゃるとか、その確認ですけど、どうなんでしょうか。
- 教育課長　設計委託は、江南市内だけだとちょっとできないという見込みがあって、一宮建設の管内の業者を含めて入札を行う予定です。一般競争入札で行うこともありまして、市外も含めた設計業者を広く求めるということになります。
- 牧野委員　もちろん一般競争入札でいいんですけども、それで正しいんですが、市内貢献度というか、いろんなプラスアルファ要因でほかの事業は少しげたを履かせながら選択・採択をしているような気がするんですけど、この場合はそういうことはないんですね、トイレに関しては。
- 教育部長　契約に関して言えば、市内の点数とおっしゃるのは、総合評価のほうでやるのであれば、そういった点数というのはたしか加味されると思ったんですが、一般競争入札、あるいは指名競争入札について言えば、そういった市内業者云々ということで、金額のみで落札ということが決まると思いますので、よろしくお願いします。
- 牧野委員　そうすると、設計費は設計費で、今度はその施工業者も施工業者でまた入札になりますよね、当然また新たな予算を使って、交付金を入れながら。その場合も……、まあいいか、その先の話は。それも一般競争入札だと言われると、いや、僕は余り好きじゃないんで、一般競争入札が。
- 教育部長　済みません、ちょっと私も混乱しております。設計の委託の契約に関しては、今までの実績等、そういったことで入札のほうで行っていくということで、金額によると思います。
先ほどの工事については、一般競争入札も、金額によってはそういった一般競争入札に凶ることもありますので、そういった場合もまた金額によってくるということをございます。
- 牧野委員　もちろん公明正大にやっていただくんですけども、やっぱり市内、江南市は江南市としての価値観がありますから、ぜひそこら辺を考えな

がら業者に関してはやっていたきたいなあと、これは要望ですけれども、申し添えておきます。よろしくをお願いします。

○委員長　ほかにございますか。

○長尾委員　済みません、牧野委員の引き続きになって申しわけないんですけど、先ほど設計を1社にするという形でお話しされたんですけど、それを分割するという考え方はございませんでしょうかね。

○教育課長　5月臨時会でお願いしたものに関しても1社でまとめるのことでやっておりましたので、今回につきましても1社で行っていく予定でございます。

○委員長　ほかにございますか。

○三輪委員　済みません、学校の放送機器が710万円という予算なんですけど、こういうのはかなり特殊な機械だとは思いますが、これが妥当なのか、やっぱり普通でいうと高いなあと感じてしまうんですけど、こういうのをどこかで比べたりとか、そういうことができるのか、ある程度比べてこの値段が妥当ということなんでしょうか、済みません。

○教育課長　比べてということですが、参考見積もりの段階で金額を業者にはじいていただいているわけですが、そもそも現状の使っている内容の機能を網羅したような機種を選定してございますので、そういった内容を網羅した機器でもって構成をしております、こういった金額になったということでございます。

○三輪委員　済みません、宮田小学校と藤里小学校の体育館ということですが、それぞれ幾らかというのがもしわかれば、教えてください。

○教育課長　宮田小学校でございますが、見積もりの段階では316万3,406円、藤里小学校でございますが、394万5,024円でございます。

○三輪委員　体育館だけのほうが高いということですかね。

○教育課長　そのとおりでございます。その違いというのが、校舎内ですと、例えばスピーカーとかというのはもう既設のものを使う予定でございます。体育館につきましては、スピーカーも傷んでいるということを知っておりましたので、スピーカーなど入れかえを予定してございますので、導入する内容がちょっと若干違っておりますので、この金額の違いというふうに思っ

おります。

○委員長　ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、続きまして生涯学習課について審査いたします。

そうしましたら、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長　生涯学習課所管の補正予算につきまして御説明いたしますので、歳出で説明させていただきますので、追加議案書の32ページ、33ページをお願いいたします。

最上段の10款4項1目生涯学習費の公民館整備等事業として88万1,000円をお願いするものでございます。

なお、公民館の運営上、早急に機器の取りかえが必要なため、予算流用で対応させていただき、議決後、流用戻しをまいります。

次に、その下の10款4項2目文化交流費の市民文化会館整備等事業として2億537万円の補正予算をお願いするものでございます。特定財源といたしまして、地方債1億8,480万円を充当するものでございます。

なお、外壁改修工事につきましては、年度内に事業の完了が見込めないため、全額繰越明許をお願いするものでございます。

その下の、文化財保護事業として15万1,000円をお願いするものでございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　済みません、公民館のエアコン取りかえについても88万円というのが高い気がするんですが、部屋に1基か2基か、幾つ取りかえますか。

○生涯学習課長兼少年センター所長　講義室に室内機が1台、室外機が1台ということでございます。

金額につきましては、業者のほうに見積もりをとりまして、工事担当課であります建築課のほうと協議をいたしまして……、こちらは、済みません、見積もりのほうの金額となっております。

○三輪委員　済みません、業務用のエアコンとかもちょっと見たんですけれ

ども、大体30万円ぐらいでついているところが多いと思うんですが、工事とかがあるからかなあと思うんですけど、きちんと適正に見積もりがされているかどうか検証していただければと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長 空調機の選定につきましては、部屋の大きさ、部屋の容積と、あと使用人数によって負荷計算をいたしまして必要な機器を選定しておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

○牧野委員 文化会館の改修費で、議案質疑で出たかもしれないんだけど、1億2,900万円ですが、外壁で大体幾らぐらいで、大・小ホールの照明操作卓で幾らぐらいか、ちょっと内訳を聞きたいんですが。

〔「それぞれ下に書いてある」と呼ぶ者あり〕

○牧野委員 書いてありますか。わかりました。それじゃあいいです、今の質問はわかりましたので。

この外壁の修理をちょっと詳しく聞きたいんだけど、タイルを取りかえていくということなのですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 この工事の内容につきましては、平成28年6月の建築基準法の改正によりまして、平成30年度に外壁のタイルの全面改修、全面調査をしております。それに基づき、タイルの浮きであるとかひび割れ等の調査箇所で見つかりまして、その箇所につきましては、ひび割れ・浮きの補修を行います。

○牧野委員 エントランスの入り口のタイルも補修したんだけど、あそこはタイルじゃなしにコンクリートでずうっと補修しちゃったんで、その外壁補修という場合のタイル補修というのは、同じタイルはもう焼けないと思うんだけど、どういうふうにする計画なんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 基本的にタイルの浮きであるとか、ひび割れの箇所につきましては、使える場所につきましては既存のタイルを使ってピンでとめたり、あと樹脂を注入したりということで、外壁の躯体のほうに固定するような工事になります。

○牧野委員 わかりました。

じゃあちょっと次の質問、この文化財の木なんですけど、これはもちろん

発見者は今、宮の予算で問題になっているんですが、江南市って何本ありましたかね、この指定樹木というのが、文化財の木というのは。

○生涯学習課長兼少年センター所長 済みません、後ほど御説明いたします。

○牧野委員 いいですよ、これは急ぎませんから。

これは発見者から相談があつてこういう形になったんだと思いますけれども、そういうことでよかつたんでしょうかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 はい、相談がありまして、特に枝のほうがかれてきている状況がありまして、台風が来るとまた枝・幹のほうにも影響が出るということで、早目に剪定のほうを行いたいということで、今回お願いしたものでございます。

○牧野委員 文化財の樹木の補助金というのは多分しれているんですけど、この補助が2分の1というのは、これは規定があつてするんですか、今回新たにできたんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 江南市文化財補助金交付要綱というのがございまして、その中で補助対象経費の2分の1以内かつ予算の範囲内ということで定めております。

○牧野委員 予算の範囲内というのは、樹木によって変わるということなんですかね。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらは、市の予算の範囲内という形になります。

○牧野委員 はい、ありがとうございます。結構です。

○生涯学習課長兼少年センター所長 済みません、先ほどの市の指定文化財のうち、樹木につきましては13本でございます。

○尾関委員 文化会館の外壁改修の件ですが、ちょっと僕が聞き忘れたのかもしれないですけど、工期はどういうふうでしたっけ。

○生涯学習課長兼少年センター所長 工期は、今の文化会館は開館をしながら工事をさせていただくということで、11カ月弱かかると聞いております。

○尾関委員 スタートは。

○生涯学習課長兼少年センター所長 スタートは、議決をいただきました後、8月中旬ごろから来年の7月中旬までという予定になっております。

○尾関委員 自分がかかわっている部分の質問になっちゃうんですけども、9月14日に青年会議所のほうの県の大会を文化会館でやる、来年の1月22日に尾張小中学校PTA連絡協議会の研究発表大会がある。対外的に要するに市外の人が大挙して押し寄せるわけです。そのときに足場がかかっていて駐車場の台数が減ってしまうのか。あと、減るのは後で調整するんでしょうけど、足場で隠れちゃっている分、例えば市のPRができるような何か幕看板みたいなものを足場に、藤花ちゃんの絵とか藤の絵とかいうものを足場にかけるとか、要するにお迎えするわけですから、しつらえとして、それはその主催者側が考えればいいことで、江南市のほうは考えなくていいという考えもあるかもしれないけれども、江南市に来ていただくわけなので、その江南市のPRをする建物がかぶっているわけですので、足場で。足場シートで何かそういうお迎えのしつらえをするという考えはないのかどうか、お聞きします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 足場につきまして、駐車場に影響が出るかどうかにつきましては、またちょっと工事の請負業者のほうが決まりましたら、極力駐車場のほうには影響がないようにということですが、一部もしかして影響が出る可能性はあります。

また、今の宣伝看板ということなんですけど、今のところ計画はしておりませんが、またそのあたりもちょっと調整はしてまいりたいと思いますが、可能な限りとは思っております。

○委員長 ほかにございますか。

よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いてスポーツ推進課について審査いたします。

当局より補足説明がありましたらお願いいたします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

追加議案書の32ページ、33ページをお願いいたします。

歳出でございます。

32ページ下段、10款5項1目スポーツ推進費、スポーツ振興事業で、スポーツ推進計画策定委員会委員謝礼として14万円の増額、1枚はねていただきまして、スポーツプラザ整備等事業の市営グラウンド・テニスコート改修事業で、市営グラウンド管理棟トイレ改修工事費329万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

○三輪委員　済みません、スポーツ推進計画策定委員会の謝礼ということなんですが、推進計画策定の主な目的とか、あと何人の委員がいらっしゃって、1回幾らなのか、済みません、お聞きします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　まず目的でございますが、スポーツ基本法第10条というものがございまして、地方スポーツ推進計画として、地方公共団体は、スポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即した計画を定めるよう努めるものとされておりますので、本市としましても計画の策定を考えたところでございます。

それから、策定委員ですが、現在のところ9名の方をお願いをしようとしておりまして、謝礼としましては、そのうち7人の方に必要ということと考えております。1回半日以下、半日間の参加をいただくことで5,000円を予定しておりますので、5,000円の7人の年4回ということで14万円というふうに積算をしております。

○三輪委員　済みません、大変細かいんですが、実は私も昨年図書館の策定委員ということをさせていただきました。それで、2時間ぐらいでほとんど意見を言われないう方もあったりして、二、三時間5,000円という、今、市役所とかで働いてみえる方もなかなか時給1,000円というのものないような時代なので、ちょっとこの5,000円は見直してもいいかなあと。大学の先生とか、そういう方に来ていただくには必要だと思うんですけど、ちょっと見直してもいいかなあと思いますし、人選にやっぱり、ちょっと図書館のことを言っただけなんですけれど、ほとんど発言されなかった方とか、なかなか来られなくて、1回しか来られなかったとかもあったので、やっぱり意見をちゃんと

言っていただけるとか、あの場合は資料が急にきて、すぐ言えなかった場合もあるのかもしれないんですけど、ぜひ策定委員会のたくさんの方できちんと意見を言って、市民の意見を聞くのは本当にすごく大事ですので、そういう形で考えていただけたらと思います、私の経験を生かしてですが。済みません、よろしくお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 アドバイスとしてお受けいたしまして、やはり重要な計画でございますので、委員から積極的な発言をいただけるように環境づくりと申しますか、その辺も整えてまいりたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育部長 金額につきましては、これは市の基準で支払っておりますので、その市の基準を見直す必要があるということでございますので、こちらのスポーツ推進課のほうだけで単独でということとはできないということでございます。

また、人選につきましても、私どもはそういった見識者といいますか、そういった方々を委員として招いて、図書館の策定委員会の折にも、そういった方々にお集まりいただいて、積極的な御意見をいただいたというふうには承知しておりますので、よろしくお願いします。

○委員長 ほかにございますか。

○長尾委員 済みません、スポーツプラザの整備等事業についてですけれども、こちらは市営グラウンドの管理棟のトイレ改修工事ということで、こちらは男女のトイレの洋式化をするということで聞いております。

こちらは、ちょっと済みません、質問ではないんですけれども、K T Xアリーナの建築に伴いましてグラウンド南側にあった屋外のトイレが廃止になりまして、そこが駐車場になりまして、トイレがなくなったという、いろいろな利用者の方からの強いクレームをいろいろ聞いておりましたので、こちらが洋式化されて、24時間も使える状態になるということについては、すごく皆さんも助かるという話を聞いていますので、すごく進めていただきたい内容かとは思っております。

ただ、こちらは市民の皆様を使い勝手をよくするという面で考えていくと、こちらのトイレのほうは改修されるんですが、実はそのグラウンドの管理棟、

管理の事務所そのものは今回何も手は入らないということで、実は現状を言いますと、あちらの管理棟の中に扇風機、小さいのが1台あるだけで、夏場は40度を超えるようなサウナ状態になって、野球の試合をやるに当たっても、皆さん汗だくになりながらやっている。熱中症になっても退避する場所もないというような状況になっているという声をかなり多く聞いておりますので、このトイレ改修、今回はできないかもしれないんですけども、このような形で利用者の使い勝手をよくしていくという考え方があるのであれば、今後、そちらの管理棟に、先ほどどこかでありましたが、エアコンですね、小さいもの1台でも構いませんし、扇風機じゃなくて送風機みたいな、ちょっと大き目の送風機1台でもいいんですけども、そういうのを入れていただいて、少し利用者の使い勝手をよくしていただくように、管理棟の使い勝手をよくしていただくような対策を御検討いただきたいというふうに考えておりますので、一度御検討をお願いしたいと思います。これは、済みません、あくまで意見だけなので、回答はなくていいです。お願いいたします。

○委員長 暫時休憩いたします。

午前11時42分 休 憩

午前11時44分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、御意見ということで、当局のほうでよく検討をしていただければと思いますけど、24時間は開設されていないということで、訂正をしておきたいと思います。

このほかに何か質疑はございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○委員長 そうしましたら、教育課から補足の答弁ということで、認めたいと思いますので、お願いします。

○教育課長 先ほどの答弁の中で一部誤りがございましたので、訂正をさせていただきます。

先ほど、トイレの工事に関して1校1社で工事を発注すると申し上げましたが、正しくは建築工事、電気工事、管工事と分けて発注する場合がございます。

ますので、1校ということでございますと、最大3社で工事をする場合がございますので、その点を訂正させていただきたいと思っております。お願いします。

○委員長　よろしいでしょうか。

そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。この補正予算案については、全て質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。

午前11時46分　休　憩

午前11時46分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第53号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長　挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前11時47分　休　憩

午後1時09分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号　令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長　続きまして、午前中の続きになりますが、議案第52号　令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたら、お願いいたします。

○高齢者生きがい課長　では、議案第52号について御説明を申し上げます。

議案書の139ページをお願いいたします。

令和元年議案第52号　令和元年度江南市介護保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

次のページ、140ページをお願いいたします。

140ページには、第1表　歳入歳出予算補正を、また次の141ページから

143ページにかけ、歳入歳出補正予算事項別明細書を掲げてございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。

144、145ページをお願いいたします。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、5目事務費補助金と6款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金の事務費繰入金それぞれ169万4,000円の補正をお願いするものでございます。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

146、147ページをお願いいたします。

1款1項1目総務管理費でございます。147ページ説明欄、介護保険システム等改修事業で338万8,000円の補正をお願いするものでございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員　午前中から何度も話させていただいている話ですが、システムの改修委託費用ということで、こちら300万円強と費用が計上されているんですが、これも今回の報酬等の改定に伴うということで、毎回改定があるたびに改修が発生するものでしょうか。

○高齢者生きがい課長　今回の補正理由につきましては、介護報酬改定等に伴う2つのシステムの改修を行うものでございます。このように介護報酬がございまして、システムの改修費用が伴ってまいりますものでございます。

○長尾委員　今お話にあったとおり、改定がある都度直すということで、この改定というのが頻繁に行われる、頻繁にという言い方は語弊があるかもしれないですけど、市のほうで法律的に制度が改定するたびに行われるものなので、事前に予知していれば、システムをそのような形に、対応した形で作ることによって、こういう都度都度改修というのは行わなくていいというのが一般的な考え方であるんですよ。それに対して、毎回かかるからしょうがないと言っているのは、いつまでたってもこの費用が減らないわけです。

なので、今回はいたし方ないというか、この今のシステムである限りは仕方ないんですけど、次回システムをつくりかえるようなときがあれば、そういうような今後の維持管理、どのようなメンテナンスが発生するか、どのよ

うな改定があるかと、特に今回のような報酬の金額なのか、値が変わるだけのような感じもするんですけど、そういうようなときなんかは、利用者だけで設定を変えるだけで、こんなお金をかけなくてもできるような対応をするように、ぜひ御検討をお願いしたいと考えております。ここが既に質問ではなくて意見になってしまいますが、ぜひそういう検討をお願いしたいと思います。

○高齢者生きがい課長 報酬改定につきましては、改めて改修費用が伴うものと、そうでないものというものがございまして、今回につきましては、介護報酬の改定等に伴い、さらに介護職員の処遇改善等の改正も伴ってまいりましたので、システムの改修費も伴ったという状況でございます。

○長尾委員 済みません、くどいようですけれども、そういう改定に関しても、職員がかわったとかいうのも含めて、事前に起こり得ることは、想定できることは、システムに組み込んでおくことで、こういう改修を防ぐことができるということもありますので、そちらも今後の参考に御検討いただければということをお願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございせんか、よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 そうしましたら、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 16 分 休 憩

午後 1 時 16 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第52号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されま

した。

今、議案の審査は終わりましたが、次は請願のほうに入っているわけですが、当委員会へ傍聴の申し出がありました。傍聴については委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を得た者が傍聴をすることができるということになっております。傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御意見もないようでありますので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

〔傍聴人入室〕

請願第1号 後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書

- 委員長 請願第1号 後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

- 事務局 請願第1号、令和元年6月13日受付、件名、後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書。

請願者、江南市山尻町川端62、全日本年金者組合江南支部、支部長 水谷修。

紹介議員、三輪陽子、掛布まち子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙1をごらんいただきたいと思います。

後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願書。

請願趣旨。

後期高齢者医療費の自己負担を現行の1割から2割に引き上げる議論が、経済財政諮問会議（内閣府）や財政制度等審議会（財務省）で進められ、社会保障制度審議会（厚生労働省）でも議論が開始されています。自己負担が2割となる計画に対して、高齢者はもとより医療関係団体からも慎重な意見が相次いでいます。

戦前、戦後の経済が疲弊した時代に日本経済の発展に寄与し、高度成長を支えてきた高齢者の生活は、社会保障制度の後退で、公的年金の受給額は減少し続け、医療や介護の保険料と医療費は増加して購買力は低下しています。

高齢者は、健康で文化的な生活を維持するために、わずかな貯蓄を取り崩して日々の生活を送っています。生活保護基準を下回る高齢者の生活に追い打ちをかけるような医療費2割の自己負担は、治療をちゅうちょさせて生活と健康に大きな影響を及ぼします。

高齢者が健康で文化的な生活を送るために以下の事項について、意見書を採択し、地方自治法第99条に基づいて、国会または政府関係省庁に送付されるようお願いします。

請願事項。

1. 後期高齢者の医療費の窓口負担を2割にしないでください。

以上です。

○委員長 この請願について意見陳述の申し出がありました。意見陳述については、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べるができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては4名を希望されております。

意見陳述を許可いたしたいと思いますが、御意見はありませんか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。よって、意見陳述を許可いたします。

陳述出席者の方に申し上げます。陳述される方は、お一人でお願いします。

陳述時間は、おおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○陳述人（後藤） 年金者組合江南支部の後藤と申します。

今から補足の陳述をさせていただきます。よろしく申し上げます。

本日は、後期高齢者医療費の自己負担を2割にしないことを求める請願に意見陳述の機会をいただき、ありがとうございます。

日ごろ議員の皆さんにおかれましては、江南市の福祉向上に御尽力をいただき、感謝申し上げます。

さて、後期高齢者の医療制度は2008年に施行されましたが、当初から大きな批判を受けていました。75歳以上の後期高齢者は、健康保険、国民健康保険から離脱し、都道府県ごとに設立された市町村の広域連合が運営する後期高齢者医療制度に加入し、そこから医療の給付を受けることになります。傷病リスクの高い高齢者を健康保険や国民健康保険から追い出して、独立の保険制度にするという制度の基本設計自体に無理があったと言えます。保険というものは、リスクの高い人と低い人を一緒にするから成立するものであって、リスクの高い人ばかりでは保険料は高くなり過ぎて成立しないことになります。

こうした問題点が現実のものになろうとしています。政府は、自己負担2割にしようとしています。財政制度等審議会の建議、2019年6月19日ですが、では、年齢ではなく、能力に応じた負担とし、世代間の公平性や制度の持続可能性を確保する観点から、まずはできる限り速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について原則2割負担とすべきである。その際、現在、70歳から74歳について段階的に実施されてきた自己負担割合の2割への引き上げと同時に、75歳に到達した後も自己負担を2割のままとすることに加えて、既に後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべきであるとしています。

介護保険制度についても、建議は、介護保険制度については、制度の持続可能性や給付や負担のバランスを確保する観点から、所得、資産などに応じた負担となるよう推進していく必要がある。このために、利用者負担を原則2割とすることや、利用者負担2割に向け、その対象範囲を拡大するなど、段階的な引き上げを実施すべきであると負担増を求めています。

しかし、高齢者の実態は、生活のかなめが年金という人がほとんどだと考えられます。ところが、マクロ経済スライドの導入によって年金は大きく下がっています。この7年間、2013年からですが、この7年間で年金の価値は6.1%下がっています。マクロ経済スライドがさらに30年以上続くことになると、全く生活のできないような年金の支給というふうになってしまいます。

そうした懸念は、国連の勧告からもうかがうことができます。ちょっと古

いですが、2013年5月17日の国連の勧告によれば、高齢者の無年金・低年金発生の状況、特に女性高齢者の状況に懸念を表明しています。最低保障年金の導入を再度勧告するとも言っています。

また、OECDの2015年データに基づく加盟国の、65歳以上の高齢者の所得を比較した高齢者の貧困率が高い国ランキングというのが発表されていまして、1位が韓国、貧困率49.6%、3位がアメリカ、21.5%、日本が19.4%という状態になっています。日本の高齢者の貧困率が高い一番の原因は、韓国と同じように、年金制度が問題であるというふうに言われています。

年金制度の評価については、世界大手のマーサー・メルボルン・グローバル年金指数ランキングというのが毎年発表されていまして、そこでは30カ国中29位というようなランクになっているという大変厳しい状況に日本の年金状況は置かれています。

こんな状況の中で、後期高齢者医療の自己負担を2割にすることは、高齢者の健康と生活を破綻させることになりますので、ぜひとも江南市議会として国に意見を上げていただきたく、強く要望いたします。以上です。

○委員長 ありがとうございます。

そうしましたら、これより委員の皆さんから陳述出席者の方々への質疑を行います。陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑にはどなたがお答えいただいても結構でございます。ただし、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、よろしく願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○野下委員 大変お疲れさまでございます。

今、お話を聞かせていただいている中で、お話が後期高齢者のほうに行ったり、年金の問題に行ったりというふうに絡んでおります。請願は個々に出しておりますので、本当は一本に、後期高齢者の場合は一本に、ここに書いてあるようなことを中心に述べていただくとありがたかったなあと。年金の問題はまた年金の問題で後から出てくるとお思いますので、それを立て分けていただくとわかりやすいかなあというふうに思いまして、ちょっと一言申し上げました。

○陳述人（後藤） ただ、それぞれ絡んでいますもんで、分けてやるという

わけにはいかない部分もありますので、そこはちょっと御了解いただきたいと思うんですけど、年金が低いもんだから生活が苦しくて、2割負担されたら大変だという、そういう部分がありますもんですから、そこはぜひ、すっきりと年金だけというわけにはいきませんので、御了解をいただきたいと思います。

○委員長　ほかにございますか。

○三輪委員　紹介議員になりましたが、やはり今、本当に高齢者の生活が大変、本当に生活保護を受けている方が多いですし、1割から2割というのは数字的にそんなに大したことないように思われるかもしれませんが、高齢者の方からすると、今まで払っていたお金の2倍払わなければならない。

私の実家の母も94歳でひとり暮らししておりますけれど、いろんなところの病院を通わなくちゃいけないんですよね。だから、本当に今の払っているお金が2倍になったらどうしたらいいのというようなことになると思うんですよね。その辺、やっぱりこの1割から2割というのはちょっと問題で、どういう方法があるのかということは、またいろいろ検討をする必要があると思うんですけど、長生きしてよかったというふうに言ってもらえるためには、やっぱり医療費のところで倍にするというのはおかしいなあと思います。

地方自治の原則として、国から言われたからそのとおりというふうではなくて、市民の生活を守るためにどうしたらいいかということで、やっぱり国としてもっとちゃんと高齢者の生活、75歳以上、本当に戦中戦後頑張っていた方の生活をどうするんだということで、やっぱり市としてもこれを国に言っていく、ちゃんと物が言っていけるということが大事ななあと思いますので、ぜひ請願採択をしていただきたいなあというふうに思います。

○牧野委員　請願者に対する質問じゃありません。私なりの意見を述べさせて……。

○委員長　ちょっと待ってください。

一応、進め方としましては、まずはこちらに出席していただいている方に何か質問とか確認したいことがあったら聞いていただいて、それがめどが立ちましたら委員同士で討議しますので。

ほかに請願者の方々に何か御質問とかはございますでしょうか。

よろしいですかね。

[発言する者あり]

○委員長　これで質疑も尽きたようでありますので、陳述出席者の方々への質疑は終結をさせていただきますので、どうもありがとうございました。傍聴席のほうにお戻りください。

これより審査を行います。

この請願に対しましての御意見等はございませんでしょうか。

○牧野委員　私、今、請願者の話を聞いていまして、私の意見は全くある意味では一緒なんですけど、否定もしていないんですよ、おっしゃるとおりだと思っているんですけど、できることとできないことがやっぱり世の中にはありまして、おっしゃっていることは否定していませんから、それで、僕はできたらそういうふうがいいなあと思っているんですが、ちょっと全般的に言いまして、後期高齢者をどういうふうに負担をしてやっているかという大前提からちょっと調べていいますと、国と県と市で約費用の48%を出しているんですね、半額近くを。残りを実は若い人たちの健康保険組合等から拠出を42%して、合わせて約90%、残りの10%を受益者負担という形で75歳以上の人には払っていただいているわけですね。

それで、今この75歳以上が、2025年問題で、団塊の世代の二百数十万人ずつ生まれてきた人たちが、どんどんこれから75歳にもうすぐなってまいりましたときに、この医療費がどれだけふえていくかと、もちろん試算ができています。愛知県の、今、県単位で後期高齢者を負担しているものですから、今現状が愛知県が約750万人の人口の中で、ことしの5月で約90万人が75歳以上、その90万人の1人当たりの年間後期高齢者医療が約1人当たり94万円かかっているんですね。それが税金と健康保険組合と1割の負担ということで成り立っている中で、2025年を迎えていくときに、この1割のままでいけるのかということは、どこの財源を持ってくるかということを決めないことには簡単にできない。

それで、今、国民健康保険が現実には1割負担はもうなくなりました。昭和19年生まれの方が1割でした、74歳までね。しかし、それがもうありませんので、今現在、実質60歳でやめられた人が国民健康保険に入った場合に、企

業をやめて、2割負担でやっていただいているということがございます。

そして今、私が間違っているかもしれませんが、後期高齢者の2割に関しましては所得を制限していこうということでございまして、単身の場合は年収で約383万円、2人世帯だったら520万円ぐらいの年収、所得と年収は違いますが、それぐらいで1割、2割負担の境目にしようかなあという、討論中でございますので、いずれにしても、1割を2割にすることは本当に大変だと思うんですが、こういった後期高齢者が増大をすること、愛知県の実態を見ていくこと、そして年々金額がふえていっている日本の政府の借金が1,100兆円を超えた、その大きな柱の一つがやっぱり年金・医療・介護の問題ですから、総トータルを誰がどう負担するかということは、その立場立場でみんな違うんで、この趣旨は私は反対していませんが、なかなか1割を2割にしないでくださいって、そのとおりでいいんだけど、非常に慎重・真剣な討議をしてやらないと、軽々にそのとおりでいいわけにはいかないなあという感じをしておりますので、私は基本的に江南市としてこの請願を出すということはちょっと難しいんじゃないかなあという意見です。以上です。

○委員長　皆さんにちょっと意見等を伺いたいと思いますので、どなたからでも結構です。

○宮田委員　私も基本的には1割から2割にしないということに賛成はしたいとは思いますが、現実的には社会保険制度である以上、保険料と給付額というものの均衡が保たれないと制度としては生きていけないと。牧野委員からもありましたように、一般財源からも50%近い数字が出ている中で、今後、少子・高齢化がどんどん進みます。その中において、今の1割から2割というのをちょっととめるのは難しいのかなあというふうには感じております。医療保険に関してはそういうふうには思っております。

○委員長　ほかに。

○野下委員　同様な意見になると思いますけど、後期高齢者の方の医療費が非常にやっぱり多くなってくると。人口が多くなってまいりますから、その比率が多くなってくるということであります。これが年々そういうのが顕著になってくるということがあって、統計的に見ましても、大体64歳以下の方々の医療費の5倍を超えているというのが現実であるわけですね。

こういった後期高齢者の方々の医療費の増加の中で、この医療制度をしっかりと確保をしていかななくてはいけないこの時代の中で、この1割負担をそのまま据え置くということは、非常にこれは困難な今は中であると、こういうふうに私は思いますので、こういう現状の中で、お気持ちは十分察しますが、この請願の中で、これをすぐに2割ということは、ちょっと採択は難しいというのが1点と。

請願書の中で、高齢者が健康で文化的な生活を送るためにと、こういう文言がございますが、これはまた別のいろんなセーフティネットの制度を設けながらやっていく必要はあるのではないかとすることはつけ加えさせていただいて、私の意見とさせていただきます。

○委員長 尾関委員、いかがですか。

○尾関委員 牧野委員も宮田委員もおっしゃられたんで、その部分はお話しませんが、制度としてこれからも継続的に維持していかないといけないところがありますので、実際はこのような国の方針でいかざるを得ないかなあという思いもありますので、皆様方の思いはわかりますが、ちょっとこの請願どおりにはいかんかなあという考えがあります。

○委員長 長尾委員はいかがですか。

○長尾委員 それでは、私も意見を述べさせていただきます。

私も今回のこの請願を受けまして、今どのように国のほうで検討がされているかということをしていろいろ調べてみました。その中に、先ほど三輪委員からお話がありましたが、後期高齢者の方全員を将来的に2割にしていくということについては、見ていると、今現状75歳以上の方は負担が倍になるというのは、確かにそのとおりでということはおわかりです。

ただ、今、現に議論されている内容の中では、まず最初にやりたいことは、新たに75歳に到達する人から2割にしていくというのが最初に話が出ていまして、将来的に今現状75歳以上の方も2割にしていけないかということを変更して考えていくということで、そこは、今1割の方を2割にするという話と、74歳以下で今2割を払っている人が今後も、来年以降も継続的に、本来は1割に下がるかもしれないものが下がらない、今のままと同じという形で進むという考え方でいけば、負担がふえるわけではないということ考えている

というような話も議論されていることを見ました。

そういう面では、新たに支出がふえるから苦しくなる、生活が苦しくなるという話は後の話で、現状の75歳以上の方を対象にしたときの話であって、今一律この請願書の中で2割にしないというのを、その部分が全く記載がない状態でお話をしていくのはちょっとぐあいが悪いのではないかと考えます。

というところで、あと済みません、もう一つ話させていただきますと、先ほど追加で説明がありましたが、個人の資産の状況や所得の状況によって見直すということもいろいろ考えられているようでありますので、今ここで仮に2割にしないということが決まったとしても、そこで所得や資産状況によって変わるという話になった時点で、結果的にはこの2割か、さらにそれ以上の負担率になるということも考えられていくので、ここでその2割にしないことだけに反対しても、反対というか、2割にしないことだけを求めても、ある意味、片手落ちになるのかなあというふうに考えました。以上です。

○委員長 三輪委員、先ほども意見を述べられましたが、何か補足でござい
ますか。

○三輪委員 いいです。

○委員長 そうしましたら、皆様から一通りの御意見等を伺いました。
御意見、ほかに何か補足でよろしいでしょうか。

[挙手する者なし]

○委員長 御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいた
だくのは終結したいと思います。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 43 分 休 憩

午後 1 時 44 分 開 議

○委員長 そうしましたら、休憩前に引き続き会議を開きます。

これをもって請願第 1 号について採決のほうに移ります。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決し
ました。

請願第2号 公的年金制度の改善を国へ求める請願書

○委員長 続いて、請願第2号 公的年金制度の改善を国へ求める請願書についてを議題とします。

それでは、事務局より請願文書の朗読をさせます。

○事務局 請願第2号、令和元年6月13日受付、件名、公的年金制度の改善を国へ求める請願書。

請願者、江南市山尻町川端62、全日本年金者組合江南支部、支部長 水谷修。

紹介議員、三輪陽子、掛布まち子。

請願趣旨は、請願文書表の別紙2をごらんいただきたいと思います。

公的年金制度の改善を国へ求める請願書。

請願趣旨。

貴職におかれましては国民生活と福祉の向上・増進のために日夜御尽力いただき心より敬意と感謝を申し上げます。

厚生労働省は、2019年度の年金改定額について物価変動率1%、名目手取り賃金変動率0.6%、マクロ経済スライドによる調整率マイナス0.2%、前年度までのマクロ経済スライドの未調整分マイナス0.3%のために、2019年度の年金額は、法律の規定により、前年度比0.1%プラス改定されると公表しました。

反面、社会保障費の自己負担額が引き上げられ生活は苦しく、物価変動率に見合う年金額の引き上げが不可欠です。

2004年の法改正までは、物価上昇率に応じて年金額は決定されていましたが、改正後は、物価と賃金を比較して上昇率の低いほうを選択してマクロ経済スライドを発動し、年金額を引き下げ、未調整部分は翌年に繰り越されることになりました。

さらに少子・高齢化を口実に、今後も30年余にわたり年金が切り下げられ、将来年金生活者となる若者たちにも切り下げられた年金額が適用されます。購買力が低下して、自治体財政にも悪影響を及ぼします。

つきましては、公的年金制度の改善を求め、以下の事項を実施するよう国への意見書を採択されるようお願いします。

請願事項。

1. 年金開始年齢の引き上げは行わないでください。

2. 低年金者の生活を直撃するマクロ経済スライドの発動を凍結してください。

3. 全額国庫負担の「最低保障年金制度」を早期に実現し、当面、国庫負担分の3万3,000円を全ての高齢者に支給してください。

以上です。

○委員長 この請願について意見陳述の申し出がありました。意見陳述につきましては、先ほども申し上げましたが、議会基本条例第7条の規定により、委員長の許可を得て、当該請願等に係る委員会の審査において意見を述べることができるということになっております。

また、陳述出席者につきましては4名を希望されております。

意見陳述を許可いたしたいと思いますが、御意見はございませんか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 意見陳述を許可いたします。

○陳述人（後藤） 委員長、これを皆さんに資料としてお渡ししてよろしいでしょうか。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後1時49分 休 憩

午後1時49分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今ほど陳述出席者の方から、この数年間のマクロ経済スライドですとか、名目の手取り賃金の変動率などについての資料を委員の皆さんに見ていただきたいということで、配付していただけないかという御要望をいただきました。これにつきましては、あくまでもこの場だけということで、参考資料として皆さんにお配りしようと思いますが、いかがでしょうか。

〔「結構です」と呼ぶ者あり〕

○委員長 よろしいですか。

それでは、事務局のほうから配っていただきますので、しばらくお待ちください。

[資料配付]

○委員長 改めて陳述出席者の方に申し上げます。陳述される方は、お一人でお願いいたします。陳述時間は、おおむね5分以内でお願いしたいと思います。

それでは、どうぞよろしく願いをいたします。

○陳述人（後藤） よろしく申し上げます。

公的年金制度の改善を国へ求める請願について説明をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

まずお配りさせていただいた表は、実は平成12年から平成14年に物価が下がったんですが、高齢者の生活実態や景気をさらに冷え込ませないということを考えて、年金を下げない、物価が上がったときにそれを解消するというふうに国会で決められました。これがいわゆる特例水準と言われるものです。

ところが、突然、2012年11月のいわゆる税と社会保障の一体改革という法案によって、本来水準との差2.5%を3年間にわたって、平成13年1%、平成14年1%、平成15年0.5%というふうにして削減をすることを決めました。その様子を見ていただければおわかりになると思っておりますが、特例水準がそれぞれ引かれまして、さらに物価変動や賃金変動なんかを加えて改定率が決まっています。そういうふうにはまず年金が2.5%がたっと下げられました。

それに加えて、表で2015年から見ていただくとわかりますように、マクロ経済スライドというのが導入をされまして、被保険者の減少率だとか、高齢者のいわゆる平均寿命の伸び率なんかを考慮して、マイナスの物価上昇その他に加えて、マクロ経済スライドの率を加えて改定率を決めるというふうになりました。したがって、見ていただくとわかりますが、この2013年から2019年までの全部を合わせますと物価変動で物価は5.3%上がっています。ところが、マクロ経済スライドなんかの導入で、改定率はマイナス0.8%ですから、実質6.1%のいわゆる年金の価値が下がってしまうという状況が起こっています。

さらに2017年を見ていただくと、マクロ経済スライドが0.3%あるんです

けど、このときはマイナス0.3%をしないで翌年に回すというキャリーオーバーという制度がつけられましたので、そういうことで、マクロ経済スライドで減るのに加えて、さらに引けない分は翌年に回すというような、そういう制度がつけられて、大変苦しい状況が、年金の改悪という状況が生まれています。

それで、マクロ経済スライドは今後30年間にわたってこういう形でどんどん削減されていきますので、試算によれば、40年間積み立てた人が基礎年金で6万5,000円もらえる状況が今あるんですが、30年後には4万5,000円というふうに極めて大きな減額になるというのが、このマクロ経済スライドの大きな問題点になるんです。

これに対して、私たちは裁判で闘っています。現在44都道府県、5,044名で提訴をしています。私たちは裁判官に年金生活者の実態を知ってもらい、健康で文化的な生活を送るためには年金を減らすことは許されないと訴えています。

高齢者の年金受給者の実態はこんな状態になっていることをちょっと見ていただきたいと思いますが、平均5万円の基礎年金のみの受給者は749万人、厚生年金受給者で月額10万円以下の人は390万人、その他に無年金の人が約100万人と言われております。10万円以下の人は合計で1,239万人です。年金収入が10万円以下の人は、高齢者人口の3,384万人の36.6%になっています。生活保護世帯における65歳以上の高齢者の比率は52.8%、86万世帯にふえています。高齢者の貧困は急速に進んでいます。高齢者が安心して生活ができる年金制度を確立することが急がれています。

金融庁の審査会の答申の厚生年金受給者のモデルケースで毎年5万5,000円の赤字が出て、2,000万円ためなあかんよというようなことが報告されて、国民の中に大きな不安と怒りが広がっています。

前に紹介したマーサー・メルボルン・グローバル年金指数ランキングの推移では、2009年から始まっていますが、2009年では30カ国の中で11位だったんですが、2017年には29位と急速に悪化している状況にあります。100年安心と言われた年金制度が大きく揺らいでいると言わざるを得ません。

若者も高齢者も安心して老後を送れる年金制度にすることは、国会議員の

大きな仕事だというふうに思います。財源やいろんな議論がありますけれども、皆が豊かに幸せに暮らせるように工夫をするのが国会議員、国会であると思っています。地方議員の皆さんも大いに国に声を上げていただいて、年金制度の改善で、江南市が安心して暮らせるように尽力をいただくことをお願いいたしたいと思います。よろしく申し上げます。

○委員長　　どうもありがとうございました。

これより委員の皆さんから陳述出席者の方々への質疑を行います。

先ほども申し上げましたが、陳述出席者の方々におかれましては、委員からの質疑についてはどなたがお答えいただいても結構でございますが、陳述出席者の方々から委員への質疑はできませんので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、質疑はございませんでしょうか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　　質疑がないようでありますので、陳述出席者の方々への質疑は終結をいたします。陳述出席者の皆様は傍聴席のほうにお戻りください。

これより審査を行います。

御意見等を皆さんからお伺いしたいと思いますが、どなたからでも結構でございますが、いかがでしょうか。

○三輪委員　先ほどからも言っているんですが、やっぱり高齢者の生活、いろんなところへ行ってお聞きしますと、毎日の生活が大変というのをお聞きしております。最近話題になっております2,000万円足りないというのは、厚生年金をもらっている方で2,000万円足りない、毎月5万円赤字ということで、国民年金だけの方は本当に年金だけでは生活できないから、もう仕方がなく仕事をしているという方もたくさんおられます。

これは現役の方でもそうなんだけど、病気になったらもう本当にどうやって食べていったらいいのかわからないという方の御相談もたくさんお聞きしたりしております。本当に国としてもうちよっときちんと考えて、最低保障年金、本当に無年金の方もたくさんありますし、自己責任というだけではなくて、老後、仕事ができなくなっても、みんながきちんと生活できるという

ことを保障していくのが政治の仕事だと思います。

このマクロ経済スライドについては、ちょっと難しいんですけども、将来的に年金をもらう人がふえて、働く人が減っていくという状況はあるとは思いますが、今この消費税なんかも、本当に福祉、年金とかに使われているのかというと、そうでないような状況もありますので、ぜひきちんとこの年金制度については考えて、みんなが安心できる年金にしていくということは必要だと思います。

これも市民の生活を守るという上で、ぜひ江南市としても採択して、国のほうに本当に安心できる年金にする必要があるということをお願いしたいなあというふうに思います。

○委員長　ほかに皆様、どうですか。

○野下委員　請願の中で、マクロ経済スライドの発動を凍結と、低年金者の生活を直撃するという表現がございまして、それではマクロ経済のこのスライドを凍結または廃止とかになった場合には、どこにこの年金の財源を持っていくのかということは非常に大きな問題だと思うんですね。だから、今の年金制度をしっかりと確保するために、このマクロ経済のスライド制というのを持ってきているわけですし、当然、現役世代の負担というのが多くならないようにということは、ある程度そこでとめると、上限をとめるということもこの制度の大きな特徴だと思うんですね。

だから、どうしても日本の場合は、現役世代の方が年金の方を支えていくというのが日本の制度の仕組みである以上は、やっぱりここら辺の部分、今後の若者の負担というのはこれ以上は課すことはできないという、今のこの制度だと思うんですね。

あともう一点は、低年齢者の年金者というのについては、国のほうもあらゆる政策を今打ち出していると思うんです。例えば、年金生活者の支援給付金というのが最近できました。これは、月々5万円のその収入によって加算をしていくという制度もできていますし、あと年金が、25年は保険料を収めていないといかんというのが、今10年に短縮すると、こういうところで年金が少ない方々に対してのそういったことも今対応しているわけですので、そういった細かいことをしっかりとやりながら、この今の制度をしっ

かりとこれから維持をすることが、これからの年金のしっかりとした運用というのは必要じゃないかなあというふうに、あえてそのマクロ経済スライドを凍結となってしまうと、その財源が非常に莫大になると思いますので、どこから持ってくるかということも案が出ていませんので、これは少し、この請願については、この委員会としても、私としても、ここはちょっと採択できないかなあと思います。私の意見です。

○牧野委員　　今、お話しされました。

私は実は、先ほどのこの請願趣旨とこのデータをもらったのは非常に勉強になりましたし、おっしゃっていることが間違っているとは全然思っていないんです。ただ、誰がどう負担するかというお金の財源の問題なんですよ。

だから、趣旨も間違っていないし、データも間違っていないんですが、この請願事項の1番の年金開始年齢の引き上げは行わないでくださいと。その気持ちはわかるんですが、今、高齢者の寿命が100歳へ向かってどんどん延びていまして、そしてその中で現役世代が減っていきますよね、それで誰が負担するかということなんです、基本は。それで、元気なうちは働こうと、そういった意味では70歳から支給するという話も出ておりまして、これはあながち荒唐無稽ではなくて、いろんな国のそういう支給開始年齢を見ながら、日本は特に少子・高齢化が急速に進んでいる中で、誰がどう負担するかということは大問題ですので、この年齢引き上げを行わないでくださいということには、財源を考えないことには無理があるなあというのがまず1点です。

2点目の、低年金者の生活を直撃するマクロ経済スライドの発動を凍結。まさにその低年金者の生活に直撃するんですが、マクロ経済スライドを入れずして、今も野下委員がおっしゃるとおり、その何十年先の年金を保障する制度って今のところは見当たらないんですよ。ほかの案も後から言いますけれども、これをやめてしまったときには、多分20年ぐらいで破綻するんじゃないかと私は思っていて、これを40年、もっと先にもたせようという場合には、どこかで痛みを伴う改革、セーブをかけていく。

先ほどの、特例水準の開始をした、これも3兆3,000億円か何かの余分に払ったものを戻していく。しかし、先ほどキャリーオーバーはいけないとおっしゃいましたけど、少なくとも前年度よりは下げないというこの特例キャ

リーオーバーも、私はなかなかそう悪いことじゃないと思って、それを含めた中でマクロ経済スライドを凍結ということは、対案を持ってこれない限りには軽々には、年金制度は破綻いたしますので、賛成しかねます。

3番目の、全額国庫負担の最低保障年金制度を早期に実現し、当面、国庫負担分の3万3,000円を全ての高齢者に支給してください。これも気持ちはわかるんですが、これは一部改正でして、もしこれをやるなら本当に年金制度の大枠から考えなきゃならない。今の賦課方式、現役世代が出したお金をこの年金に使っているわけです。これは積み立て方式じゃなしに、そのまま賦課方式をやっている中で、この3万3,000円をそれだけ独立で切り離してやるようなことはまず不可能だと私は思いますことと、もしこれをやるならば、北欧方式で、この基礎年金部分と、それからその賦課方式と、ましてや裕福な方の積み立て方式の3本立てぐらいでやると。これも大改革で、そういった年金大改革の中で出てくる話であって、これを切り離して個々に請願を出すということは、私の理論的には無理があるんじゃないかというようなことで、申しわけございませんが、賛成はいたしかねます。以上です。

○委員長 宮田委員、どうですか。

○宮田委員 私も今、牧野委員から出ました年金大改革というものが、もう一度根元のほうから改革するというでないと非常に難しいのかなあというのを思っていて、前回の一般質問でも質問をさせていただいたんですが、江南市2019年の65歳以上人口がたしか27%前後だったと思うんですけども、これが現役世代、一応20歳以下と考えると、大体50%から60%ぐらいだと思われまして。ということは、現時点で2人で1人の高齢者の年金捻出ということ考えたときに、現在の保険料が一月1万5,000円、2人でということになると3万円ですね。あと国庫のほうから、これは基礎年金はたしか50%出ていますので、今6万円というのが可能な数字なのかなあというところを考えております。これが、年が追うごとに少子化が進み、高齢化が進みということになると、今の数字を維持していくのは非常に難しいのかなあと思います。

先ほど申し上げましたように、年金の大改革、昭和61年の大改革のような大きな改革がないと、今のままの維持というのは非常に難しいと思いますの

で、1番の、国が苦肉の策として年齢の引き上げを行うということであれば、もう私は受け入れます。2番のマクロ経済スライドをなくすことは、現状では難しいのかなあというふうに考えます。また、3番のほうも、今の税収がこの先そんなに伸びないということを考えますと、やはりちょっと難しいのかなあというところで、今回の請願に関しては、江南市として提出するのは賛成しかねます。以上です。

○委員長　長尾委員、いかがですか。

○長尾委員　私もいろいろ意見を言いたいところはあったのですが、野下委員が9割ほどお話しいただきまして、牧野委員が残り1割をお話しされてしましまして、基本的には同じ考えではあるんですが、私の考えを一つだけ話させていただきますと、やはり年金ということの考え方としては、やっぱり高齢者の方の生活をいかに守るかというところが一番重要な話ではないかということ、皆さん同じ意見だとは思いますが。

ただ、それを実現していくための財源というのは、やはりどうしても必要になります。支出と収入を伴わなければ、やっぱり安定した運用はできません。その収入側が、今、少子化によってどんどん減っているといった状況です。なので、この状況下で今あったマクロ経済スライドをやめてしまう、それによって支出がどんどんふえていく、破綻に近づいていくというようなことは何が何でも避けなければいけない。将来的に国が個別に考えている少子化対策、これらが実を結んできて収入がふえてくるような状況になってくれば、また年金の支給金額の増加にも転じることがあるかもしれないということも考えております。

それらも含めて、今こちらの今回の制度改善を求める請願に対しては、私は反対したいと思っております。以上です。

○委員長　尾関委員、いかがですか。

○尾関委員　野下委員のお話にあったんですけども、マクロ経済スライドというものを否定するということが自体がそもそも無理があって、現役世代、我々ですね、本当に現役世代が少ない人数で皆様方をフォローしなくちゃいけない、そういうところを国のほうもわかっていただいて、こういう制度を2004年に改正していただいたというところがあるわけです。

実際、私たち現役ももう腹をくくらないかんところがありまして、実際、自分の親も年金受給者ですけれども、報道のように、足りない部分が絶対出ますよねというところが皆さんも薄々わかっていた。それを現役世代の我々ももう腹をくくって、自分だけの生活じゃなくて、自分の親が今までどおりとはいかなくても、少しでも実生活の中での負担を、自分の親ぐらいには負担をフォローするというところは今後も考えていかないといけないし、そのように行動を移さないといけないというところは自分たち現役世代も腹をくくっているわけですので、本当にこの制度としてうまいことっていない部分で皆さんもいら立ちがあるというのは重々承知している部分ではございますが、私たち現役も一生懸命頑張っていくというところを国も後押しして、こういう制度をつくっていただいているというところがございますので、今回せっかく請願を出していただいたんですけれども、私としては賛同しないという方向で考えております。

○委員長 各委員の皆さんから一通り御意見等をお伺いいたしました。

補足で何かもう少しお話ししたいということがありましたら。

○牧野委員 請願者の方もおっしゃったし、三輪委員もおっしゃったんで、ちょっと一言余分なことなんですけど、金融審議会のワーキンググループが出された、30年生きようとすると2,000万円ぐらい要るよという話です。私は、それは本当だろうと思っているんですね。本当のことを言って、これを政争の具にして争うようなことは間違っていて、それをどうするかというふうに与野党関係なしに話し合うことが重要であって、それを政争の具として選挙に使うなんてことは何もいいものを生みませんので、やはり話し合っていく、どうするかと、これがうそだとか本当だとかということじゃないんですよ。これは本当だと私は思って、どうするかということをお話しするのが政治であって、政争の具にするのはやめてもらいたいと思います。以上です。

○委員長 ほかに御意見等ございますか。

○三輪委員 今、財源のことをいろいろおっしゃっていただいたんですけれども、やっぱり今の政治というのは、この消費税が導入されて30年なんですけれども、その消費税分は大企業のほうへの補助というふうにかんりの部分が使われておりますし、兵器だとか、そういうものを買うとか、そういうことに

も使われています。本当に社会保障にきちんと税金を使っていくという方向になっていないのではないかとということがあって、国民がやっぱり自分たちの税金は自分たちのために使ってほしいという、そういう思いがあらわれているのではないかと思います。その辺につきましても、私もまだちょっと勉強不足ですけど、何とか国のほうに今の年金制度、さっきも大もとから変える必要があるということは、多分皆さん、このままじゃまずいんじゃないかというようなことは思われていると思いますので、そういう点からも、これから議論が進んでいけばいいなあというふうには思います。

○野下委員　今ちょっとお話をされたんですけども、消費税のお話が出てきてしまっているわけですし、余り関係ないとは思いますが、あえて申し上げれば、消費税10%という形になるわけですね、予定的にはね。今、三輪委員がおっしゃったような社会保障というお話が出たんでしょうけど、やっぱりこれからのこの日本の人口構造から見ると、こういった増税をさせてもらう部分については、やっぱり全世代型の社会保障というふうに日本がかじ取りをこれからやっていくための一つは方策であるというふうに思っているんですね。

ですので、消費税10%がいいか悪いかというのは国民の皆さんに判断してもらわないかんでしょうけれども、そういったところに今回の増税分は出していくというふうに私は思っておりますので、これは少子・高齢化の中で避けて通れない部分だとは思っております。ちょっと余談ですけども。

○委員長　年金制度の問題で、大変大きなテーマですので、委員の皆さん同士でこういう、いわゆる議員間討議といいますか、こういったことは活発に行っていたらと思うんですけど、ほかに何かございますか。

よろしいですか。

[挙手する者なし]

○委員長　御意見も尽きたようでありますので、これをもって御意見をいただくことを終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後 2 時18分　　休　憩

午後 2 時19分　　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより請願第2号を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

暫時休憩いたします。

午後2時20分 休 憩

午後2時20分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

年度調査事項等について

○委員長 続きまして、年度調査事項等を協議していただきます。

資料については会議システムに登録させていただきましたので、タブレット端末からごらんください。

タブレットのほうをお開きください。

今年度、当委員会の調査事項、視察調査日程及び視察調査先等を決めさせていただきます。

なお、昨年度までの厚生文教委員会の年度調査事項と視察調査先を一覧表にして皆さんのほうにタブレットで配信しておりますので、御参照いただければと思います。

最初に、まず年度調査事項を議題といたします。

この1ページに一覧表がございます。平成25年度からということで、過年度の分がずうっと掲載をされております。

これについて、皆さんのほうから何か御意見等はございませんでしょうか。

○三輪委員 お願いします。

複合施設の中の図書館の件がありますので、ぜひ図書館についてを入れていただきたいなあと思いますが。

○委員長　ほかに御意見ございませんか。

○宮田委員　数年前からこれを見させていただくと、今問題になっている少子化の対策の項目というのは、これって難しいんですかね。

○委員長　恐らく子育て支援ですとか、教育行政とかいろんなところにまたがっていると思うんで、そこの中に含めて解釈していると思うんですが、そういったことも可能だと思いますが。

○宮田委員　わかりました。

○委員長　ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　そうしましたら、今、お二人の方から御意見が出ました。少子化対策についてと図書館行政の問題ということで、この調査事項の中にもう含まれているというふうに解釈もできますけれども、今大変ホットな話題といえますか、重要な問題だというふうに認識をされておりますので、こうしたことも含めて調査事項としたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長　そうしましたら、昨年度と同様に、1番から5番まで、これは非常に概略的な項目ですけれども、これはこのままでよしとして、さらにこの図書館行政の問題と少子化対策ということをもたつけ加えていくというような形にしたいと思います。

ちょっと議事録の関係もあるので、読み上げさせていただきます。

まず1が子育て支援について、2．介護保険・高齢者福祉について、3．障害者福祉について、4．健康・医療行政について、5．教育行政について、6．図書館行政についてでよろしいですかね。7が少子化対策についてということで御異議ございませんでしょうか。

〔発言する者あり〕

○委員長　それから、8に、その他当委員会の所管する事項ということも念のためにつけ加えておきたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようですので、今、私が申し上げたとおり、8項目とすることに決定をいたしました。

ただいま決定いたしました事項を会議規則第111条の規定により、閉会中の継続調査として議長に申し出をしていきたいと思えます。

行政視察調査日程について

○委員長 続きまして、次ページをごらんいただきたいと思うんですけども、行政視察調査日程を議題といたします。

日程案について、事務局より説明をしていただきたいと思えます。

○事務局 案といたしましては、10月7日月曜日から10月10日木曜日までと、10月16日水曜日から10月18日金曜日までと、10月23日水曜日から10月25日金曜日までの3案となっております。この中から何泊何日で実施されるのかをお決め願いたいと思えますが、この案の中で、資料の下部に記載がありますとおり、現在、C案の期間中に公務が入っているところでございます。以上です。

○委員長 10月中の日程で3案が示されておりますが、この中から何泊何日で実施されるのかをまずお決め願いたいと思えますが、この案の中で、C案ですが、10月23日に、私も含めてですけれども、江南丹羽環境管理組合議会の定例会が予定をされておりますので、そういったことにもちょっと配慮しながら皆さんから御意見を伺いたいと思えますが、いかがでしょうか。

○三輪委員 やっぱり近いところでもたくさんの視察へ行けるところもありますので、最初から2泊、きのうもちょっと出ていたんですが、2泊ということではなくて、どこへ行くかを決めて、1泊と日帰りとかいろんなパターンがあると思えますので、やっぱり最初から2泊と決めないほうがいいかなあと思えました。あと、C案は無理なので、A案かB案か、それはちょっと今のところお任せです。

○委員長 ほかにございますか。

○野下委員 全国市長会か何かがあるのかな、それっていつでしたかね。都市問題会議か。

- 長尾委員 11月7日、8日です。
- 野下委員 11月だったらいいか。それならいいね、7日・8日だったら。
- 牧野委員 個々に聞いていると切りがない。私、個人的には7日・8日・9日・10日の中で1泊か2泊かで決められたらと思うんですが、枠だけとっておいて。
- 委員長 A案ということですね。
- 牧野委員 A案でとっておいて、中で絞り込むと。
- 委員長 調整すると。
- 野下委員 ごめんなさいね、今、都市問題という話だったんですけど、市長会とか何か、全国市長会が高知県で何かあるというのがありますか。
- 委員長 ありますね。
- 野下委員 あれいつですか。
- 委員長 暫時休憩いたします。

午後2時28分 休 憩

午後2時30分 開 議

- 委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中も含めて、皆さんから御予定、御都合を伺いまして、今回、今、事務局から示された案のうち、C案については、2泊するというのを考えた場合は難しいだろうと思いますので、A案かB案かを中心に日程等を検討していきたいと思います。

それで、一応委員会でこれは諮る、一応といいますか、ここで諮ってから検討ということになりますので、このA案かB案か、10月7日からできれば9日、あるいはB案ですと10月16日から18日ということで、この中で2泊3日で行政視察調査を実施していきたいと思います。

それで、先ほど三輪委員から御意見ございましたが、一応2泊3日ということで、ここでは決めさせていただいて、内容ですとか行き先によっては1泊であったりとか、日帰りであったりとかということにもなるかと思しますので、それは相手との兼ね合いもありますので、一応2泊3日以内ということで、この場ではちょっと決めさせていただきますが、よろしいですかね。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　どうもありがとうございます。

行政視察の調査先及び調査項目について

○委員長　　続きまして、行政視察の調査先、行き先及び調査項目を議題といたします。

先ほど、今お決めいただきました当委員会の年度調査事項に基づき御協議をお願いしたいと思います。

具体的に候補地、訪問したい自治体ですとか、あるいはテーマ等がありましたら、ぜひ皆様からリクエストをいただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

ちょっといきなり皆さんにお願いしてもなかなか難しいかもしれませんが。

○三輪委員　　済みません、私ちょっと図書館をいろいろ見てきた、図書館とか複合施設を見てきた関係で、例えば塩尻市のえんぱーくが何か複合施設としてもとてもすてきだったんですけど、長野県はいろいろそういう関係のところがあったりするので、もし候補に入れていただければ。

あとは、もう本当に愛知県にたくさんありますので、これは日帰りで行けると思うんですけど、ぜひまだ行っていらっしゃらない方がいるようでしたら行ってもらいたいなあと、安城市とか、みよし市とか行ってもらいたいなあとというところがあります。

○委員長　　牧野委員、よろしかったですか。

○牧野委員　　図書館へ行くなら近場で二、三個いいのがあるから、見るというのもこの委員会ではいいかなあと。でも、行っている人はかなり行っていると思うので、行っていない人もいるんで、新しい人も含めて、それはおもしろいと思いました。

○委員長　　今、御意見が出ましたように、図書館を含めての複合施設も一つの候補地ということで検討をさせていただきたいと思いますが、ほかに何か、ほかのテーマとか、行き先。

○三輪委員　　済みません、どこだかはわからないんですけど、認知症の方が認知症であっても自分らしく生活しているとかいう、そういうまちの取り組

みというのをされているところをテレビか何かで見たんですけど、ちょっとまたそういうのを調べていただいて、やっぱり今後は高齢化で認知症の方がふえていくと思うんですけど、まちとしてというか、市として何かそういう取り組みができるのであれば、お話をお聞きするのも、行くのもいいんですけど、そういうのがぜひあったらいいなあというふうに思います。

○委員長　ほかにございますか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　そうしましたら、今、幾つか御意見をいただきましたが、テーマとしては、図書館、あるいはその図書館を含む複合施設ですとか、認知症への取り組みをやっているような自治体ということでもありますので、具体的にどこの地域、自治体がいいかということは、今後、正・副委員長を中心にちょっと調査をさせていただいて、決めさせていただくということになるかと思いますが、そういった形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、そういう形で進めさせていただきます。

なお、先方、視察先の都合もございますので、その場合は正・副委員長に御一任いただきたいと思いますのですが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　どうもありがとうございます。

御異議もないようでありますので、それではそういう形にさせていただいて、後日また皆さんに報告をしたいと思っております。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長　続きまして、今年度の当委員会の研修会を議題といたします。

研修会の日程、テーマ、講師などについて御相談したいと思います。

日程は、議会や各種会議ですとか、視察がないところになるかと思えます。そういったところで調整をいたしますし、また講師の先生の都合もありますので、本日は、まず研修テーマにつきまして、何か適切なテーマや講師

の先生を御存じでしたら御意見等をいただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

これは委員会の研修費ということで、各常任委員会5万円の予算であったと思いますが、交通費等も含めて、講師代を含めて5万円の予算だったと思いますので、ちょっと制約はありますけれども、その中でちょっといいお話があれば、皆さんから御意見を伺いたいと思うんですけれども。

〔挙手する者なし〕

○委員長　　ちょっと今いきなりというのは難しいかもしれませんが、何か御意見・御提案がございましたら、正・副委員長ないし事務局のほうまでお知らせしていただくというようなことでとどめおきたいと思いますが、よろしいでしょうかね。

そうしましたら、この件につきましては、9月定例会の委員会の折に皆様方の御意見・御提案などを踏まえて、改めて御相談という形にさせていただきます。

以上で本日の委員会の議題は全て終了いたしました。

きょうは、午前9時から会議を開きまして、昼休みを挟みまして、活発に議論していただいて、また委員同士でも討論もしましたし、今、委員会の取り組み事項ということで、視察ですとか、研修等についても御意見・御要望等をいただきまして本当にありがとうございます。

厚生文教委員会ということで、教育・福祉にまたがる委員会でありまして、市民の生活に非常に密接なことを取り扱う委員会でもありますので、今後1年間、皆さんとこの委員会を盛り上げて、市民の皆さんに少しでも役立っていただけたと思っていただけるような、そういう委員会にしていきたいと思いますので、今後ともどうぞよろしく願いをいたします。本当にきょうはお疲れさまでございました。ありがとうございました。

以上で、厚生文教委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時37分　　閉　　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

厚生文教委員長 山 登志浩